

財団法人 口腔保健協会
創 立 70 周 年 記 念

高齢者の口腔保健・医療・福祉

〔付〕財団法人 口腔保健協会 70 年の歩み

財団法人 口腔保健協会

財団法人 口腔保健協会 70 年の歩み

財団法人 口腔保健協会 50 年の歩み	47
I. 財団法人 口腔保健協会設立の背景	47
II. 財団法人 口腔保健協会の発会式	49
III. 財団法人の認可申請と認可	54
IV. 第 1 回評議員会の開催	57
V. 1942 年（昭和 17 年）度の 3 つの事業	59
VI. 1943 年（昭和 18 年）度の事業	67
VII. 終戦直後の活動	69
VIII. 活動の再開	71
財団法人 口腔保健協会 1991 ～ 2011 年の歩み	87
I. 創立 50 周年以降の歩み	87
II. 財団法人 口腔保健協会の現況	93

財団法人 口腔保健協会 50 年の歩み

I. 財団法人 口腔保健協会設立の背景

公衆衛生活動は一般の医療とはちがった面をもっているのに、専任のスタッフにより運営されるようになっていく。

ヨーロッパの場合は公衆歯科衛生活動もこのようになっていて、しかもかなりの割合の歯科医師がそれに従事している。大体歯科医師の 10～20% 程が専任スタッフである。それは現在でも続いている。

しかし日本の場合は公衆衛生活動が始まったとき、すでに略史で述べたように、歯科保健は国からも国民からも視野には入っておらず、その上医師の養成は国のレベルでプロシアをモデルにしてがっちりつくられていたのに対し、歯科医師の養成は全く民間レベルにゆだねられていた。しかもドイツ流ではなく、アメリカの流れをくんでいた。

医療におけるプロトコルはドイツ語で書かれるのが通常であったが、歯科医療では英語で書かれていた。

このようなことの下で、歯科界のリーダーたちは常に国のレベルの施策に対して民間ベースで対応しなければならなかった。

公衆歯科衛生活動の中核を担っていた学校歯科についても、まず民間からのキャンペーンから始まって、篤志のある歯科医師の好意のみに支えられて発足した。

学校医制ができたのは 1898 年であったが、学校歯科医令ができて“おくことを得”となったのは 1931 年で、本当に学校歯科医がきまったのは 1958 年、学校保健法が制定されたとき、というぐあいであった。

このような流れの中で、歯科保健活動のすべての面にわたって、民間ベースの施策の運用が充実していった。

その間に、1930 年頃から中国とのいわゆる 15 年戦争が始まることになり、国の方向として、次第に管理の体制の方向が強められ、1937 年頃からさらにそれは国民精神総動員計画、国家総動員法という方向になってきた。大学に軍事教課が課せられたのは 1939 年である。

このような雰囲気の中で、長年にわたって、アメリカ流の流れをうけついできた歯科医療についても、統制的な指向が強められることになった。

すでに 1933 年から私立歯科医学専門学校の学生に対しては国家試験が行われるようになり、ドイツの歯科医学校をモデルにしてつくられた国立の東京高等歯科医学校になり、歯科医学教育の中の慣用語がドイツ語に変わっていった。

一方、公衆衛生施策としても、富国強兵をねらった保健の充実がはかられ、陸軍のつよ

い示唆によって、厚生省が設置されたのは 1938 年のことであり、これに伴って保健所などがおかれるようになった。

こんな中で、医療制度全般を見直すための医薬制度調査会が発足して、俗にその頃いわれていた医療の新体制づくりに手がつけられた。

歯科の社会でも従来のような民間ベースではなく、何か新しい方向を打ち出すべきではないか、という雰囲気が、かもし出されてきた。これは当然のことながら、そのとき日本歯科医師会の運営に当ってなかったグループから起こることになった。

この辺のことについて後に今田見信が次のように回想している。

(前略)

この口腔保健協会は昭和 13 年の初頭から上記の川上グループで計画したものである。この協会は結核予防協会の例にならい学校並に各界の連合の形に於て結成し齟齬の撲滅運動を展開しようというのであった。まず柴田 信君が中山豊三氏(クラブ歯磨東京支店長)と話合ったところ結成すれば 1 万円を寄付していただけるというので、さらに他の心当りを交渉した結果佐藤運雄先生の関係で或る鉱山に成功した方から 2 万円の約束が出来、また島峰先生のお口ぎきでワカモトの長尾欽彌氏から 5,000 円頂戴することが決って、いよいよ設立にとりかかったのである。当時筆者等は別に社会歯科医学会を興しておって、その会でも協力体制を計っておったので、会長の広瀬武郎先生とも相談し全歯界の運動として押し進める計画で各方面から発起人を希望した。ところが東京歯科側からは参加を断って来たために、島峰、佐藤両先生の意見に従い、かれこれ 1 年様子を見たが、いつまでたっても、東京歯科側の参加が得られないために、これを除いたまま昭和 14 年 3 月 31 日に一ツ橋学会館で一先づ発起人会を催したのである。発起人は厚生省から井村哮全、黒田教慧、青木延春、佐藤正の 4 氏、歯界から金森虎男、佐藤運雄、島峰 徹、広瀬武郎、加藤清治、長尾 優、松本秀治の 7 氏であった。設立委員は黒田教慧、佐藤運雄、島峰 徹氏ときまった。厚生省に永年勤めて法人の申請事務に明るい佐々木作一という人に申請書類を作らせて、いよいよ東京府を経由して厚生省に提出したところが、主管課である予防局優生課から、床次課長案と称する役員案が来たり、修正案が出たりしてなかなか認可が来ない。まる 2 年厚生省の役人の机上で放置されたが、昭和 16 年 7 月 28 日付で漸く設立認可され、設立許可指令書は 8 月 15 日に東京府衛生課でやっと受取れた始末である。

かように、口腔保健協会の設立は、全歯界一致の歩調がこわれた上に、例によって裏面では設立の妨害もあって、関係者は釈然としないのであった、いつも島峰先生がなだめ役であったことを思い出すのである。(後略)

こうした曲折を経て、1941 年(昭和 16 年)10 月に評議員会、そして 11 月 5 日に発会式を行うことになる。

その 1 カ月後に太平洋戦争が始まり、翌年には国民医療法、日本歯科医師会の解散、新しい日本歯科医師会の設立とすすんで行くことになる。

Ⅱ．財団法人口腔保健協会の発会式

太平洋戦争の始まる1カ月ほど前の、緊張の昂まった中で、1941年（昭和16年）11月5日、午後6時から東京神田の共立講堂で“財団法人口腔保健協会発会式並口腔保健の夕”という催しが行われた。

これがこの協会のデビューである。

この夕、歯科学生を含めて約900人の人々が集った。

この会は2つにわかれ、発会式の部分と講演、のあとアトラクションとしての映画の上映の部分である。

まず発会式の方は、全体の司会をこの協会の評議員でもある日本大学歯科の川合 渉教授が担当してすすめられた。

次第をみると、

1. 国民儀礼
2. 設立経過報告
3. 会頭挨拶
4. 祝 辞

となっている。

この国民儀礼というのはこの時期、公式の集会の冒頭には必ず行うようになっていた行事で、宮城拝と戦没軍人への黙祷であった。

設立経過の報告は、協会の常務理事の日本大学歯科科長の佐藤運雄が簡単に行った。

会頭の挨拶は、協会の会頭の安達謙蔵が口頭で行った。

安達謙蔵はすでに内務大臣などを歴任して、選挙の神様などといわれた政界の雄の1人であったが、この頃は国民同盟などを主宰し、挨拶の中でもふれているが、国民精神運動の方向を目指し、横浜本牧に八聖殿を建てようとしていた。

この安達会頭の挨拶は、この協会の成立のルーツなどにもふれているが、次のようなものである。



共立講堂

財団法人 口腔保健協会の発会に際して

財団法人 口腔保健協会々頭 安達 謙 蔵

本日ここに財団法人口腔保健協会の発会式を開催するに当りまして、私は会頭として一言ご挨拶を申し上げます。

実は一昨年の春、三、四月頃でありましたか、島峰博士より口腔保健協会の設立出願中であるから許可に成ったら加勢をしてくれ、というお言葉がありました。この博士の一言が因をなしまして、遂に会頭の位地を暫くの間お引受け申す事になりました次第であります。そこで此の際私は暫くの間会頭をお引受け致しましたからには、此の安達なる者はどんな人間であるか、現在何らいう事を考えて居るか、という事を私自ら率直にお話してこうして皆様のご諒解を得て置き度い、という考えを持って居ります。

第一に私は代議士生活が数え年で四十年になります。それで明年の総選挙には最早立候補せざる決心を致しますという事を、昨年すでに世間に公表して居ります事を、まず再報告して置きます。もっともそれは衆議院議員を辞める事でありまして、政界を隠退する事ではありません。こうして私の政治以外に晩年と申しますか、今後政治の外で微力を盡そうと考えて居る事が2問題あります。その1つは衛生に関する事です。第2に考えておるのは情操教育に努力し度いという事が私の1つの考えであります。

およそ人間は多情多感にして血のある人間をば、無味乾燥な法律規則のみを以てこれを率しこれを支配し、これを感化するという事は至難なことであります。そこで人間として誰でも喜怒哀楽が発作するこの発作する感情を捉えて、この感情を把握してそうして情操教育を致すという事が最も効果のある事でありまして、この情操教育を盛んにするためにこの手段方法の1つとして国民の元気を鼓舞する、忠勇義烈の大和魂を養生して、淫靡懦弱の風を矯正する事を努むることあります。これが私が努めたいと思うて今現在やりつつあるところの1つであります。

それから第2には国民の体力を強健にするために保健衛生の問題に努力して、結局わが大和民族をして世界第一等の優秀な強健なる民族となすに微力を致し度い、という考えであります。それでこの国民病と申します主なるものの結核や、癩、花柳病等の予防についてもむろん微力をつくすつもりでおりますが、右申上げたような私の基礎觀念の下につきまして考えて見ますと、この国民の体力を強健にする方法手段としては、種々の問題がありますが、この種々の問題がある中におきまして国民の口腔歯牙、すなわち歯の強弱が国民の体力に至大の影響のある事が痛感せられるのであります。これが私がここに力を計らずして本協会の会頭を暫くお引受けする事に到りました初一念であります。

然るにわが国の現在は、歯科医学界の治療も非常に進歩しております。また医学校の卒業生も年々増加しております。こうして目下全国に歯科医としてのお方々が二万八千人以上おられる、斯く多数おられるに拘らず歯の病気は何らかと申しますと益々病気が増加し殊に小学生の齲歯あるいは40歳、50歳の年齢の方々の歯槽膿漏の多い事、これは全く国民の体力の低下しつつあるという事を証拠立てておりまして、誠に遺憾に堪えません。ところがです、

Ⅱ．財団法人口腔保健協会の発会式



安達 謙蔵

この度この協会の発起人各位，設立委員各位の熱誠なるご指導によりまして，官民一致して有力なるこの協会が設立されまして，口腔保健に関してこれから調査研究はむろん，あるいは口腔知識の普及宣伝，あるいは口腔保健に関する諸般の事業の聯絡および講演等に力を致されましたならば，単に歯科医界に新記元をとるのみならず，国民体力の向上に至大なる好影響を与えるものと信じて誠に慶祝に堪えぬ次第であります。

元来私はわが国民の健康衛生状態をいつもわが同盟のドイツに比較してみておりますが，今後余程努力しなければ10年の間に彼の国と同等乃至は同等以上になるという事は頗る至難と思われまふ。何とならば結核患者の死亡率の如きもわが国はドイツに比較して5，6倍位あるか，と思われまふ。また幼児死亡率の高き事は，有名でありまして，諸君もご承知の通りでありますから，ここに略しますが，一言申添えて置きます事は，わが国の婦人の流産，死産の非常に多い事でありまふ。専門家の調べを拝見しますと，流死産は無慮40万の多きに達しております。この中妊娠7カ月以上の死産流産が1カ年11万に上っております。丁度ドイツの2倍であります。しかる日本の国の結核，癩，花柳病，それから今日の此の齒牙の問題それから婦人の流産，死産の問題，こういうものを眺めて見ますと，この日本の国民の健康状態でドイツが目下ソビエトを攻めつつある，この他の作戦もやっておる，このためには非常な大動員を為してをる事は皆様ご承知の通りであります。ドイツと同様の比率でわれわれ国民が動員出来るかどうか私は容易なる事ではないという感じを致しておる次第であります。よってここに大和民族をして強健にして世界一等の民族ならしむるにはこの際朝野官民一致して，国民健康増進に関する各方面の事業に努力せねばなりません，各方面の中の一方向たる口腔保健事業は全く今晚ご出席の諸君の双肩にかかっております。諸君のご責任は頗る大なるものがあります。

今や国際政局は極端に緊迫し，いわゆる一触即発の時であります。諸君がこの興国以来未曾有の変局に処せられて最も沈着に最も果敢に帝国不動の国是を百年，千年の体制を樹立するために銃後に在って，諸君はこの口腔保健の職域奉公に最善最大のご努力あらん事を切望する次第であります。これを以て私の今晚のご挨拶と致します。

この会頭の挨拶について 4 人の祝辞があった。

厚生大臣，文部大臣，日本医師会会長，日本歯科医師会会長である。
それは次のようなものであった。

祝 辞

口腔並に歯牙の疾患は消化作用の障害となり国民の健康に影響する所頗る大なり。しかるに近年歯科医学の進歩著しく一般国民の口腔衛生も亦向上するに拘らず，これら疾患は年々累増の一途を進めり。今や国家非常の重大時局に際会し国民保健の向上特に緊要を加うるの秋誠に憂うべき現象なりといわざるべからず。

今回財団法人「口腔保健協会」が新に設立せられ，口腔保健に関する調査研究並びに関係諸事業を遂行せんとして本日この発会式を挙行し，口腔保健の進歩発達に輝かしき第一歩を印さるるは邦家のため衷心慶賀に堪えざるなり。

希くは関係者各位協心戮力事業の進展に力を致し，以って能く設立の趣旨を貫徹せられんことをここに一言述べて祝意を表す。

昭和 16 年 11 月 5 日

厚生大臣 小泉 親彦

☆ ☆ ☆ ☆

今やわが国は未曾有の重大時局に直面し，正に一億一心愈々高度国防国家体制を強化して大東亜共栄圏完遂に邁進すべきの秋，ここに財団法人「口腔保健協会」の発会式を挙行せらるるは意義深く慶賀に堪えざるなり。

惟うに国民体力の保持増進はこれを口腔保健の進歩発達に待つもの多きこと敢て贅言を要せず。輓近歯科医学の発達に伴い口腔衛生に関する施設亦漸次整備せられつつありと雖も，口腔並びに歯牙に疾患を有する者却って増加し，殊に青少年のためにこの傾向著しきものあるは憂うべき現象にして，速かにこれが根本対策を講ずるは現下喫緊の要務たり。本協会ここに鑑み関係各方面と聯絡提携して大いに口腔保健の発達に寄与せんとせらる，邦家のため衷心歓びに堪えずその成果に期待して已まざるなり。

冀はくは会員各位深く現下内外の情勢と本会設立の趣旨とに思を致し，協力一致その運営に万全を期し，以って所期の目的を達成せられんことを一言希望するところを述べて祝辞となす。

昭和 16 年 11 月 5 日

文部大臣 橋田 邦彦

☆ ☆ ☆ ☆

今回全国歯科医師各位朝野有力者各位のご協力の下に財団法人「口腔保健協会」が設立せられ，盛大なる発会式を挙行せられますことは寔に慶賀に堪えません。

現下皇国の興廃に関する非常の時局に際し，人的資源増強の一翼として国民体力向上の如何に急務なるかは言を俟たざるところであります。本協会がわが国民の間に口腔歯牙の疾患が極めて普遍的にして国民体力に影響するところ甚大なるを患え，口腔保健の進歩発達に向って一大国民運動を開始せられむとするは時局がら寔に適切な事業たるものと存じます。

Ⅱ．財団法人口腔保健協会の発会式



発会式風景

特に私どもは国民医療の重責を打当致し居る職能の上から一層の共鳴を感じる次第であります。

関係各位のご努力に対し深甚の敬意を表すると共に、今後一段のご活躍の下に克く所期の目的を達成し、今日の時局に貢献せらるるところ大ならむことを希念して止まざるものであります。

ここに所懐の一端を述べて祝辞と致します。

昭和16年11月5日

日本医師会長 北島 多一

☆ ☆ ☆ ☆

口腔保健協会ここに本日を以って発会式を挙行せらるるに当り所懐を述べるは欣幸とするところであります。

惟うに口腔衛生は公衆衛生上、予防医学上極めて重要な関係を有するものなるに拘わらず、従来わが邦においてはこの保健増進上必須の重要機関たる口腔歯科衛生を軽視せる傾向ありしは、誠に国民保健上寒心に堪えざる所でありまして、これが指導啓発は一に口腔衛生関係者の努力に俟つべき所が多いと思うのであります。

今や国民体位の向上と人的資源の増強が叫ばれつつある秋、本協会の誕生は洵に機宜を得たるものと信ずる次第であります。

冀くは官民協力、所期の目的達成に努め以って邦家のため貢献せられんことを。

一言囑望する所を述べて祝辞と致します。

昭和16年11月5日

日本歯科医師会長 血脇守之助

発会式に引き続いて、厚生科学研究所の技師 古屋芳雄の特別講演があった。

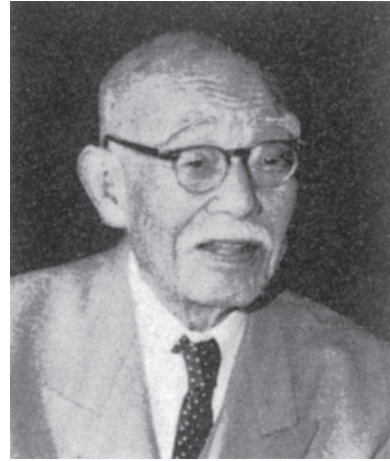
厚生科学研究所は国立公衆衛生院のことで、国立公衆衛生院は1938年7月に創設されていたが、1940年12月に一時栄養研究所と合併して厚生科学研究所となっていた。

ちなみに厚生科学研究所が再び、公衆衛生技術者の養成訓練を主な任務とする国立公衆衛生院となるのは1947年5月である。

この発会式の頃は、厚生科学研究所の所長は、林 春雄でこの口腔保健協会の理事長となっていた。



島峰 徹



佐藤 運雄

古屋は1942年11月に林のあと所長となり、1952年10月まで戦中、戦後を通じて10年間、国立公衆衛生院の院長をつとめ、わが国の公衆衛生をリードしたのであった。

特別講演のあと“世紀の凱旋”と“戸田家の兄妹”という2本の劇映画の上映があって会を終わった。“戸田家の兄妹”は小津安二郎の作品で、高峰三枝子、三宅邦子などの出演したその年のヒット映画であった。

この発会式のあった1941年11月5日は、その半月ほど前に成立した東條英機内閣の下で、日米国交の大変緊張したときであり、もちろんその時には知られていなかったが、12月1日までに対米交渉が成功しないときは対米開戦があり得るという“帝国国策遂行要領”が御前会議で決定した日であったわけである。

Ⅲ．財団法人の認可申請と認可

発会式のときの安達会頭の挨拶でもふれているように、この財団法人口腔保健協会の設立については、1939年（昭和14年）4月頃に何人かの人々の手で考えられ、推しすすめられていた。

東京高等歯科医学校校長の島峰 徹、日本大学歯科科長 佐藤運雄、日本歯科医学専門学校校長 加藤清治、大阪歯科医学専門学校校長 飯塚淳四郎、九州歯科医学専門学校校長 永松勝海、東洋女子歯科医学専門学校校長 宇田 尚、日本女子歯科医学専門学校校長 清水精一らの人々が発起人となって、財団法人口腔保健協会の設立趣意書と寄附行為の案文とを厚生省に申請した。

1939年（昭和14年）4月のことである。

このときの趣意書は次のようなものである

趣 意 書

戦時体制下にある吾国は、衛生行政の統一と国民体力の向上を期して客年1月厚生省の新

Ⅲ. 財団法人の認可申請と認可

設を見るや、口腔保健問題の重要性に拍車がかけられ、その根本的対策を考究する必要が朝野の為政家、学者、識者の間に旺に唱導されるに至り、ここに有力なる官民協力の下に口腔保健施設に関する事業団体結成の企てが発生したのである。

齲蝕および歯槽膿漏は口腔並びに歯牙疾患の大分野を占めるのみならず、左記附録に依っても知らるるが如く国民にしてこれ等の疾患を見ざるもの無き現況である。これら口腔歯牙疾患は年々累増するのみで、歯科医学の進歩に拘らず寔に皮肉な現象を示しつつある実状である。

ここに設立される口腔保健協会は前述の使命に鑑み国民体力向上の一般に資せんがために、全国歯科医師の熱烈なる協力と関係諸官省の全幅の後援のもとに、汎く社会識者並びに財界先達の支援を獲て強力なる財団法人として設立されんとするものである。

そして、この趣意書には、附録として、

①文部省大臣官房体育課が昭和 10 年 10 月に発表した“最近 21 年間本邦在学者の体位の変遷について”の中の齲蝕についての部分

②昭和 13 年 9 月、労働科学研究所が神奈川県中野で行った農業労働調査の結果が添えられた。

ちょうど 1937 年（昭和 12 年）7 月、日中戦争が始まり、次第に緊張が高まってきた流れの中で、厚生省は 1938 年（昭和 13 年）1 月に設置されたばかりで、はげしい世相の中で整備をすすめていた。

こんなところへの申請であった故か、実際には設立認可はなかなか得られず、1941 年（昭和 16 年）7 月 28 日になって厚生大臣から財団法人口腔保健協会は設立認可されることになった。

そのときの寄附行為は次のようなものである。

財団法人 口腔保健協会寄附行為

第 1 章 名 称

第 1 条 本会ハ財団法人口腔保健協会ト称ス

第 2 章 事 務 所

第 2 条 本会ノ事務所ヲ東京市ニ置ク

第 3 章 目的及事業

第 3 条 本会ハ口腔保健ノ進歩発達ヲ期スルヲ以テ目的トス

第 4 条 前条ノ目的ヲ達スル為本会ニ於テ行フ事業ノ概目左ノ如シ

1. 口腔保健ニ関スル調査、研究並ニ知識普及
2. 口腔保健ニ関スル諸事業ノ連絡及後援
3. 其ノ他口腔保健ニ関シ必要ト認ムル事項

第 4 章 資 産

第 5 条 本会ノ資産ハ左ノ各号ヨリ成ル

1. 篤志家ノ寄附金品
2. 会員ノ醵金

3. 基本財産ヨリ生スル収入

4. 前各号以外ノ諸収入

第 6 条 本会ハ評議員会ノ議決ヲ經テ前条資産中ヨリ基本財産ヲ定ム

基本財産ハ評議員 3 分ノ 2 以上ノ同意アルトキニ限り之ヲ処分スルコトヲ得

第 7 条 本会ノ資産ハ郵便官署又ハ確實ナル銀行ニ預入シ又ハ国債證券若クハ確實ナル有価證券ヲ買入ルモノトス但シ特別ノ事情アル場合ハ理事会ノ議決ヲ經テ信託会社ニ預入シ又ハ不動産ヲ買入ルコトヲ得

第 5 章 会 計

第 8 条 本会ノ經費ハ資産ヲ以テ之ニ充ツ

第 9 条 本会ノ予算ハ毎会計年度開始前評議員会ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ年度終了後遅滞ナク評議員会ノ承認ヲ經ルモノトス

第 10 条 本会ノ会計年度ハ毎年 1 月 1 日ニ始リ 12 月 31 日ニ終ル

第 6 章 会員及賛助員

第 11 条 本会ノ会員ヲ分チテ名誉会員、特別会員正会員及団体会員ノ四種トス

1. 名誉会員ハ学識名望ヲ有シ本会ニ特別功勞アル者ニシテ理事会ノ議決ヲ經會頭ノ推薦シタル者

2. 特別会員ハ一時若ハ年賦ヲ以テ金五十円以上ノ金額ヲ出資スルモノ

3. 正会員ハ年額三円ヲ齎出スルモノ

前号ノ齎出金 50 円以上ニ達シタルモノハ特別会員トス

4. 団体会員ハ毎年金 30 円ヲ出資スル法人ニ非サル団体

第 12 条 本会ニ金品ヲ寄附又ハ本会ニ功勞アル者ニシテ前条各号ノ一ニ該当セサルモノハ之ヲ賛助会員トナスコトヲ得

第 13 条 本会々員タラントスル者ハ其ノ旨事務所ニ申込ムヘシ

第 14 条 会員退会スルモ既ニ出損シタル金品ハ之ヲ返還セス

第 15 条 会員又ハ賛助会員ニシテ本会ノ体面ヲ汚辱スルノ行為アリト認ムル者ハ理事会ノ議決ヲ經テ之ヲ除名スルコトアルヘシ

第 7 章 役員及職員

第 16 条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

1. 会 頭 1 名

2. 副会頭 2 名

3. 理 事 若干名

4. 監 事 若干名

5. 評議員 若干名

第 17 条 會頭及副會頭ハ評議員会ノ議決ヲ以テ之ヲ推薦ス

第 18 条 理事及監事ハ評議員会ニ於テ会員中ヨリ之ヲ選挙ス

評議員ハ会員中ヨリ會頭之ヲ委嘱ス

第 19 条 理事ノ内 1 名ヲ理事長トス理事長ハ理事ノ互選ニ依ル

第 20 条 會頭ハ会務ヲ総理ス

IV. 第1回評議員会の開催

副会頭ハ会頭ヲ補佐シ会頭事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

前項代理ノ順序ハ会頭之ヲ定ム

理事長ハ本会ヲ代表シ一切ノ会務ヲ処理ス

理事長故障アルトキハ会頭ノ指命シタル理事其ノ職務ヲ代理ス

第21条 本会ニ名誉会頭及顧問若干名ヲ置ク

名誉会頭ハ厚生大臣ノ職ニ在ル者ヲ推薦ス

会頭又ハ名誉会頭タリシ者ハ之ヲ顧問ニ推薦ス

前項以外ノ顧問ハ理事会ノ議決ヲ經テ会頭之ヲ推薦ス

第22条 本会ノ会務執行ノ為必要ナル職員ハ理事長之ヲ任免ス

第23条 理事、監事及評議員ノ任期ハ2年トス但重任ヲ妨ケス

前条役員ノ補欠者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第24条 理事及監事ハ任期満了後ト雖後任者ノ選任アル迄ハ其ノ職務ヲ行フモノトス

第25条 役員ハ総テ名誉職トス

第8章 評議員会

第26条 評議員会ハ評議員ヲ以テ組織ス

評議員会ハ毎年1回会頭之ヲ招集ス

評議員会ノ議長ハ評議員ノ互選トス

第27条 会頭必要ト認ムルトキハ臨時評議員会ヲ招集スルコトヲ得

第28条 評議員会ハ評議員総員ノ3分ノ1以上出席スルニ非サレハ開会スルコトヲ得ス但シ評議員ハ予メ出席員ニ委任シ書面ヲ以テ表決ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席員ト看做ス

評議員会ノ議事ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第29条 会務ノ執行ニ必要ナル細則ハ評議員会ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第30条 本寄附行為ハ評議員3分ノ2以上ノ同意ヲ得主務官庁ノ認可ヲ受クルニ非サレハ変更スルコトヲ得ス

附 則

第31条 本会設立ノ際ニ於ケル評議員ハ設立者之ヲ選任ス

第32条 会頭及理事就任スル迄ノ間設立者其ノ職務ヲ行フ

IV. 第1回評議員会の開催

厚生大臣の設立認可をうけて、財団法人口腔保健協会は第1回の評議員会を開くことになった。

評議員には次のような93人の人が指名された。

評議員氏名（50音順）

赤塚京治，秋山文雄，芥川 信，安達謙蔵，有園初夫，飯塚淳一郎，生田信保，石川知福，井尻萬太郎，磯部 巖，今田見信，入鹿山勝郎，入交直重，宇田 尚，宇田川与三郎，衛藤正孝，大磯敏雄，小笠原道生，沖野節三，大関清治，大橋平治郎，勝俣 稔，加藤寛二郎，

加藤清治, 金森虎男, 川合 渉, 川上為次郎, 川上政雄, 川上理一, 川畑愛義, 川部佑吉, 北村一郎, 草間弘司, 熊谷三郎, 黒田教慧, 古瀬安俊, 小林一三, 小林喜一, 古屋芳雄, 斎藤 潔, 佐山光章, 佐藤運雄, 佐藤 正, 三内多喜治, 塩野義三郎, 塩原禎三, 重田定正, 柴田 信, 島峰 徹, 清水 玄, 清水精一, 杉本好一, 鈴木敏雄, 高橋武雄, 高橋 等, 武田長兵衛, 塚田治作, 網島覚右衛門, 寺田秀男, 輝峻義等, 問田亮次, 豊田 実, 長尾欽彌, 長尾 優, 中川義次, 長澤富次郎, 中楯幸吉, 中原 實, 永松勝海, 中山太一, 中山豊三, 柳楽達見, 成瀬 達, 西野睦夫, 野田 穰, 野邊地慶三, 林 春雄, 引地亮太郎, 広瀬武郎, 福原信三, 松尾 仁, 松木正直, 松本秀治, 三木行次, 南崎雄七, 宮脇 倫, 三輪與兵衛, 矢尾太郎, 矢ヶ崎徳蔵, 矢野恒太, 山崎 佐, 弓倉繁家, 與謝野光

第1回評議員会は1941年（昭和16年）10月11日、午後5時から、東京神田一ツ橋の学士会館で開かれた。

このときには、

安達謙蔵, 秋山文雄, 有園初夫, 今田見信, 宇田川與三郎, 沖野節三, 加藤清治, 金森虎男, 川合 渉, 川上政雄, 黒田教慧, 斎藤 潔, 佐藤運雄, 佐藤 正, 島峰 徹, 柴田 信, 清水精一, 豊田 實, 長尾 優, 長澤富次郎, 中楯幸吉, 西野睦夫, 松本秀治, 松木正直, 矢ヶ崎徳蔵

が出席し、委任状提出の者もあって評議員会は成立し、島峰 徹を議長に選出したのち、佐藤運雄より経過報告があり、次の案件を決定した。

1. 財団法人口腔保健協会寄附行為一部改正の件
2. 財団法人口腔保健協会処務規則案
3. 財団法人口腔保健協会役員会議事規則案
4. 財団法人口腔保健協会調査会規程案
5. 役員選挙

この寄附行為の改正は、役員の数について

理事を15～20名

監事を 2名

評議員を80～100名

にすることをとりきめたこと、および、理事会の規定が第26条～第28条に入って、評議員会を第26条→第29条以下に繰りのべたことであった。

役員としては次のとおり決った。

会 頭 安達 謙蔵

理 事 長 林 春雄（厚生科学研究所長）

常任理事 加藤 清治（日歯医専教授）

黒田 教慧（厚生省保険院技師）

佐藤 運雄（日本大学歯科科長）

島峰 徹（東京高歯校長）

野邊地慶蔵

理 事 宇田 尙（東洋女子歯医専校長）

V. 1942 年（昭和 17 年）度の 3 つの事業

小笠原道生

金森 虎男（東京高歯教授）

古瀬 安俊（財団法人厚生会）

古屋 芳雄（厚生科学研究所技師）

佐藤 正

清水 實（保険院社会保険局長）

暉峻 義等

長尾 優（東京高歯教授）

長澤富次郎（日本女子歯科医専教授）

松本 秀治（陸軍軍医学校）

監 事 三内多喜治（日赤病院）

中山 友一（中山太陽堂）

長尾 欽彌

財団法人口腔保健協会の事務所は東京都本郷区湯島 3-1 の東京高等歯科医学校内におかれることとなった。

V. 1942 年（昭和 17 年）度の 3 つの事業

前年に始まった太平洋戦争の戦局も、フィリッピン、マレー半島、南太平洋地域へとひろがり、国内は戦時体制となり、この年、いわゆる翼賛選挙が行われ、すべての生活面に統制が強化された。

また医療保健の体勢も、いわゆる新体制に整頓する方向をむき、それにかからんで、医歯一元論二元論の論争などが喧しくなっていた。

そしてこの年の春には国民医療法が施行されることになった。

このような流れの中で、発足したばかりの財団法人口腔保健協会は 3 つの事業を手がけることとなった。

1. 歯科医学用語整理委員会の設置

1939 年（昭和 13 年）京都で開かれた第 10 回日本医学会総会の分科会会長会議のとき、“日本医学会は継続事業として医学用語調査委員会を設け、各学会協力の下に医学用語を調査し、その整理を行う”

という決議を採択して申送事項とした。

これをうけて 1939 年（昭和 14 年）3 月に、各学会から医学用語連絡委員の推薦を求め、1940 年（昭和 15 年）3 月、連絡委員会を開き、この実行機関として医学用語整理委員会が設けられることとなり、木下正中委員長以下 12 名の委員を指名して、医学用語の整理に着手した。

このとき歯科についてはこの整理委員会にも取り残された形となっていた。

しかし、1941 年（昭和 16 年）12 月 16 日に医学用語整理委員会の木下正中委員長から、



東京商等歯科医学校風景



金森 虎男

第 11 回日本医学会歯科学分科会の金森虎男分科会長に歯科用語の整理についての申し入れが行われた。

金森分科会長はそれを財団法人口腔保健協会にその事業の協力方をもとめた。

口腔保健協会は直ちに常務理事会に提案してこれに協力することを決め、金森虎男を委員長として、歯科用語整理委員会を発足させることになった。

そしてその第 1 回の会合を 1942 年（昭和 17 年）1 月 10 日、東京高等歯科医学校で開いた。

歯科医学用語整理委員会の委員は次のようである。

委員長 金森 虎男

代 員 藤田恒太郎

連絡委員 川上 政雄

委 員 今川 與曹, 入交 直重, 岩垣 宏, 大井 清, 沖野 節三, 押鐘 篤, 河野 庸雄, 川上 政雄, 斎藤 久, 柴田 信, 杉山 不二, 栖原 六郎, 照内 昇, 高橋新次郎, 所 敏一, 豊田 実, 藤田恒太郎, 中澤 勇, 中村 平蔵, 檜垣 麟三, 堀江 銑一, 松宮 誠一, 松本 秀治, 前田 香苗, 宮崎 吉夫, 若井栄次郎, 渡邊 巖

であった。

委員会は、かなり精力的に開かれ、1 月 24 日、1 月 30 日、2 月 6 日と 4 回にわたり、その間小委員によって整理を続け、約 500 語を選定して第一種用語とした。

しかし、日本医学会の医学用語整理委員会では、他科に比べて用語数が多く、均衡上の配慮から、そのうち 500 語を再抽出して日本医学会の方に提出することとなった。

しかし歯科医学用語としては当初の 500 語をまとめて、1942 年 6 月に“第一種歯科医学用語”として口腔保健協会から出版した。

これはその当時の国際社会情勢から、外国語はすべて原則としてはドイツ語、またはラテン語が採用されている。

ちなみに医学用語の方は第 11 回日本医学会医学用語整理委員会の名で“医学用語集 1 部

V. 1942 年（昭和 17 年）度の 3 つの事業



“第一種歯科医学用語” 表紙

1 次選定”として 1944 年 7 月に発行されている。350 頁ほどのものである。

歯科医学用語の方も、さらに加除を行って 567 語が第 2 次改訂として 1944 年 1 月に刊行されている。

やはり外国語ではドイツ語が採用されている。

このとき整理の過程で、珐瑯質—エナメル質、白堊質—セメント質などの用語についてはかなりはげしい論議が交されたようである。

歯科医学用語の最初の事業であった。

2. 齲蝕調査会の設置

口腔保健協会の設立の趣旨である“国民の口腔保健向上”の立場から、何らかの具体的な事業の計画推進がもとめられていたが、さらに日本民族だけでなく東亜共栄圏の民族の歯科保健問題にも目をくばる必要がもとめられ、この趣旨から、口腔保健協会はその中に、齲蝕調査会を設けてその活動をすすめることになった。

これには厚生科学研究所のメンバーとも密接な連携の下にすすめられることとなった。

口腔保健協会の齲蝕調査会の規定は次のとおりである。

齲蝕調査会規程

第 1 条 齲蝕に関する諸般の調査を為すために財団法人口腔保健協会（以下本部という）学術部に齲蝕調査会を置く

第 2 条 調査会は委員長 1 人、委員若干名を置く

委員長及委員の選任は本部処務規則第 8 条に拠る

第 3 条 調査会の事務を遂行する為に主査及主事を置くことを得

主査及主事は委員長の推薦により本部理事長之を委嘱し又は之を命ず

第4条 委員長は会務を統理す

主査は委員長を補佐し委員長事故あるときはその職務を代理す

委員長及主査事故あるときは本部担当主事又は委員長の指名したる委員其の職務を代理す

第5条 調査会には本部理事幾事出席し意見を陳述することを得

第6条 委員長に於て必要と認めたるときは委員又は本部理事幹事中より特別委員を指名することを得

附 則

第7条 本規程の変更は本部理事長の承認を得るを要す

第8条 本規程は昭和17年3月20日より施行す

この委員長としては野邊地慶三、主査として川上理一、主事として尾崎安之助が指名され、委員としては次のような人々が指名された。

今川 與曹、入交 直重、岩垣 宏、岡田 正弘、押鐘 篤、河野 庸雄、佐藤 昌朝、清水 静雄、高橋新次郎、所 敏一、豊田 實、西村 豊治、檜垣 麟三、松木 正直、松宮 誠一、宮崎 吉夫、向井 喜男、江西 甚良、吉田 章信、若井 榮次郎、渡邊 巖（以上東京）

生田 信保（京城）、井尻萬太郎（京都）、岡本 清纓（大阪）、小野寅之助（大阪）、北村 一郎（名古屋）、佐山 光章（奉天）、高橋 武雄（福岡）、間田 亮次（福岡）、栃原 義人（熊本）、野田 穰（宮城）、山村新之助（宮城）、矢尾 太郎（京城）、弓倉 繁家（大阪）、衛藤 正孝（北海道）、和田 直樹（石川）（以上地方）

調査会の第1回の委員会は1942年（昭和17年）3月26日に、東京高等歯科医学校で開かれた。

野邊地委員長からの挨拶について、口腔保健協会側から川上政雄教授が経過の説明を行い協議に入り、次の項目についての調査を行うことが話題に供せられた。

1) 齲蝕の文献的調査

（これについては口腔保健協会本部で行う）

2) 齲蝕罹患状態の総合調査

（これについては川上理一の提案された方法によって調査を行うこととし、特別委員として、高橋新次郎、宮崎吉夫、豊田 實、向井喜男、若井榮次郎、江西甚良をあげて、委員長、主査、主事を加えて計画をたてることとした）

3) 齲蝕罹患状態の専門調査

（2)の特別委員が担当することとする）

4) 齲蝕の処置に関する調査

5) 齲蝕の予防に関する調査

（4）、5)については具体的には検討しなかった）

3. 昭和17年度学術講演大会

事業計画として毎年1回学術講演大会を開くことが計画されていたが、11月15日午後1時から、東京高等歯科医学校で行われた。

V. 1942 年（昭和 17 年）度の 3 つの事業



齲蝕調査会第 1 回風景

その日の発表は 10 題で、次のようであった。

1. 齲蝕と全身発育、体質並びに全身疾患との諸関係

京北歯科医学校

山 田 茂

本邦人青少年に於ける全身発育と齲蝕罹患歯数及び咬合率との関係、齲蝕罹患歯数と体質並びにマントー氏反応陽性率、血液沈降速度、近視、肺結核等との関係に就き調査せる結果を報告し、併せてこれらの都市在住年限に伴う変化を、職業別に観たる発現率等に就き報告せり。

2. 歯科領域に於ける「アチドーシス」問題に就て

九州歯科医学専門学校

高 橋 武 雄

齲蝕並びに歯槽膿漏は歯科領域に於ける二大疾患にして、口腔保健の重点もまたこの両疾患の予防に置くべきは論を俟たず。予防の対策を樹立せんにはすべからく疾病の成立機転を闡明ならしむるを以て前提条件とせざる可らず。

従来 of 学研は往々にして局所病理にのみ捉われて、歯牙並びにその支持組織が全身蔵器の一部たるを没却せるやの観ありき。ここに吾人の銘記すべきことは珐瑯質形成時に於ては珐瑯原器には多数の血管が分布し居ることにして、一方造歯細胞層に在りては歯牙萌出後といえども永久に毛細管の交流を受けて象牙質の形成と栄養の資源を仰ぎ、歯牙支持組織は密に血管の分布し居れる事実なりとす。

かく觀じ来れば、環境、栄養、疾病その他の条件に依りて一度血液アルカリ度が低下し、その性状に変調を来すに至れば、歯牙並にその支持組織も正常なる發育を遂げ得ざるは自明の理にして、ここに病的に脆弱なる組織の發生を見るに於ては軽度の口腔不潔にすら極めて容易に感受して齲蝕並に歯槽膿漏の成立を許すべきは必然たり。仮令、之等組織が正常に發育を遂げたる後といえども、血液アルカリ度に変調を来す因子が持続するに於ては組織の抵抗力は減弱し、齲蝕の進行、歯槽膿漏の成立、亢進を来すべきも想像するに難からず。

演者は昭和 6 年、阪大片瀬学派に入門以来現在に至る迄、特に食餌性アチドーシスの歯牙

並に支持組織に及ぼす悪影響に就き研鑽し居れるも、今回は既往の成績を再検し、その新見を一括して

1. 珐瑯上皮並に造歯細胞の変化、歯牙硬組織の病変を以って齲蝕の素因を論じ.
2. 歯齦内縁上皮及びその粘膜下組織の病変と歯槽骨の脆弱症ないし繊維性骨炎の発現を以って歯槽膿漏の素因を強調し.
3. 歯牙交換後の歯牙支持組織の病変を以って抵抗力の減弱となし、齲蝕と歯槽膿漏との両立せざる所以を内因的に考究し.
4. 実験的に歯槽骨に惹起せしめたる繊維性骨炎が、栄養の改善に依りて骨硬化症に転化する治療機転を述べて、歯槽膿漏の治療方針の一端に資せんとし.
5. 以上の成績と人類屍体との所見を比較対照して共通現象たるを指摘し.
6. 最後にアチドージスが歯牙並びに支持組織病変を惹起する機転を詳述すると共に、之が予防ないし抑制法に言及し、更に環境条件並びに之と栄養問題との関聯に関する実験成績を挙げて、本研究の実際問題としての価値に検討を加え、尚疾病に依るアチドージスの実例を以って、一般の関心に訴え、保健の妙諦は「血液アルカリ度を正常に保つに在る」ことを強調し、口腔保健の対策に就き卑見を述べらる.

3. 民族衛生学より観たる齲齒問題

日本大学専門部歯科

江 西 甚 良

人類齲齒が如何に民族の質と量を消耗するかを日本内地人（大都市、都市、農村の住民）アイス、オロツヨン、ギリヤーク、朝鮮人、マーシャル人、苦力、台湾人等に就いて民族生物学的立場より調査せる成績に就いて報告す.

4. 歯刷牙に関する研究（予報）

京城歯科医学専門学校

矢 尾 太 郎

口腔保健上重大なる意義を有する歯磨用具並びに歯磨剤の構造及びその使用方法等に関しては未だ欧米模倣の域を脱せず、幾多改良すべき諸点を有しながら、之を単に市井の商人に委ね、一般大衆の好むがままに任せたるが故にその結果歯刷牙及び歯磨剤の選択並びにその使用方法を誤り、高度の磨耗症、知覚過敏症或は歯齦炎等を惹起し、口腔衛生上幾多寒心すべき事態を醸しつつあるいは聖戦下人的資源確保上寔に遺憾の極みなり.

此処に思いを致し歯刷牙及び歯磨剤に関する東西の文献を渉獵せるに、余が寡聞なるか、その数実に寥々たるのみならず、剩へ科学的研究に至っては僅かに2、3を数うるに過ぎざるの現状に鑑み、ここに演者が特に歯刷牙を研究主題として選び、その結果を総合し、以って歯磨用具改良上一指針を指示せんと企画せる所以なり.

単なる歯刷牙と言う研究問題に過ぎざるも、是を詳細検討する時は、幾多複雑なる問題の山積せるに一驚を喫するの外なし. 今此処にその主なるものを列挙すれば次の如し.

V. 1942 年（昭和 17 年）度の 3 つの事業

1. 歯刷子の形態

A. 刷子毛

1. 刷子毛の種類
2. 植毛数
3. 刷子毛の太さ
4. 刷子毛の弾力
5. 房の大きさ
6. 房間空隙
7. 房間の距離
8. 磨擦面の形態

B. 把柄

1. 種 類
2. 形 態
3. 弾 力
4. 植毛状態

2. 歯刷子の耐久力

A. 刷子毛

1. 刷子毛の磨耗度
2. 弾力の耐久力
3. 房間空隙の変化
4. 毛端の疎開度
5. 使用回数
6. 保存状態

B. 把柄の耐久力

以上述べたるが如く研究課題甚だ多数なるも、ここには演者が今日迄挙げ得たる 2, 3 成績の一部を報告し、以って予報となし、各位の参考に供せんとす。従ってその詳細なる研究成績は他日報告の機会を待つ事とせん。

5. 口腔保健対策の立場よりする低「カラット」金合金応用に就ての研究（第 1 次報告）

日本歯科医学専門学校

稲 見 角治郎

金の偏在が世界を大動乱の巷と化しその結果は隨所に大なる変化を見つつあり、我歯科界も又その余波を受けて金の配給を制限せらるるの止むなきに至った。この状態は大東亜建設完遂後といえども永続するものと覚悟すべきものであつて、大勢の趣く所又止むを得ざる事となるも、一方医療低下を恐るるものである。

之が対策としては与えられつつある金を最も有効適切に応用する事こそ職域奉公の誠を致す所以にして、望むらくは口腔内に於ける 22 金程度の諸性能を代表し、同時に限りある金の体積を可及的増加せしめ得るは、低カラット金の活用にある。

今回余の創案せる低カラット金合金が、幸いにもその役目を果し得るやに考察せらるるを以って、之を口腔保健対策の立場より述べて参考に供す。

6. 残根歯牙を保有する口腔調査の統計的成績に就て

日本女子歯科医学専門学校

鹿 田 定

臨床上残根歯牙保有口腔内に於ては、多発性齲蝕及び所謂齒槽膿漏の併存状態を観るのであるが、統計的にも殆んど一致的结果を示し、是等の消極的保健対策としては、乳歯列齲蝕及び6歳臼歯齲蝕の予防阻止を最大条件とする通念と合致す。

7. 邦人顎眼巣平面通過位に関する統計的観察

大阪歯科医学専門学校

太 田 實

邦人顎眼巣平面通過位の標準を求める目的で、本校学生の顎態模型を製作しこれが統計的観察を行い、此の結果を報告すると共に、本模型及び体格検査の結果を照合して顎の発育と全身発育との関係を併せ述べる。

8. 口蓋破裂患者の発育障害とその治療法に就て

大阪帝国大学医学部歯科学教室

永 井 巖

余等は口蓋破裂患者の有する特有なる発音障害を統計的に観察し、該発音障害の成因に就き録音、オシログラフ、トモグラフ等にて検索を行い、併せて従来の整形手術法によりて好結果を示さざる患者、並びに健康人の発音状態に就き検討を加え、発音障害の回復を主眼とせる手術法を考案実施せるが故に之を簡略に報告す。

9. 新しい立場から見た唾液の研究

東京帝国大学歯科学教室

渡 邊 巖

私は Zambrini 反応の本態の解明に当り、これが唾液 pH に在ることを明かにし、更に進んで人唾液 pH は 5.2 から 7.6 の間で自由に動揺すること、その動揺は血液アルカリ予備に緊密に相関することを見出した。即ち唾液 pH は血液アルカリ予備の標識とも言うべきもので、その両者の間には $\text{vol.}\% \text{ (Van Slyke-Cullen) } = 12.5 (\text{pH} - 6.8) + C$ なる関係式が成立する。

この相関性は臨床医学に於て示唆するところ大なりと思われる。

私共は更にこの唾液 pH と血液アルカリ予備との相関性は種々なる要約の変化の下に、どんな態度を示すかを検討し、唾液反応に就いての基礎的事項の 2, 3 を明かにすることが出来た。又一方では Zambrini 渡邊唾液反応が所謂健康人に於て、種々なる要約の変化の下にどんな動きを示すかを、勤労奉仕、学生航空兵等に於て知ることが出来たし、他方 2, 3 の疾病に於て唾液反応が如何に変化するかを検索した。これらの諸点を述べ、私共の新しい

VI. 1943 年（昭和 18 年）度の事業

見地から見た唾液の研究の今迄の一総括としたい。

10. 病巣感染（中心感染）の本態

東京高等歯科医学校教授

宮 崎 吉 夫

病巣感染は今日迄実験的基礎が薄弱であったために、本態は甚だしく曖昧で一部からは殆ど考慮の外に放置せられた感があった。我々は数年来これの実験的研究に着手し多少見る可き成績を得たので、改めて新しい立場から病巣感染を見直して見た。

1942 年（昭和 17 年）度には口腔保健協会は、当初計画した以上の事業を行うことができた。

VI. 1943 年（昭和 18 年）度の事業

1943 年に入ると太平洋戦争の戦局は一層きびしいものとなり、各地からの撤退も行われることとなった。この年の半ばには都市の疎開が始まり、全国的な集会は中止されることとなった。ずっと続いていた全国学校歯科医大会も 13 回のこの年、参加者を 300 人にしぼって行われたが、これが戦前最後のものとなった。

日本歯科医師会は新たに国民医療法に基づく会が設立され、官選会長として血脇守之助が任命された。

口腔保健協会には新たに山田平太が常任理事に選任された。

1. 学術大会および研究会

1943 年度の口腔保健協会の学術大会は 1943 年（昭和 18 年）11 月 17 日午後 1 時から東京高等歯科医学校で開かれ、今回は各歯科医専および大学教室から一題ずつに制限して行われた。

次のようなものであった。

1. 厚生歯科に於ける 2, 3 の観察

日 齒 佐藤 峰雄

2. 歯科殊に矯正歯科学の領域に於ける遺伝の研究

日 大 齒 根津 文雄

3. X 線照射が口腔疾患に及ぼす影響に就て

日本女齒 二ノ宮千代

4. 口腔の黴毒に就て

東 大 齒 土肥 健次

5. 唾液の細菌学的竝に免疫学的研究

九州齒科 大曲 靖夫

6. 唾液の化学的成分に関する理化学的研究

阪大齒科 小林 大樹



“口腔保健” 1 号，2 号表紙

7. 所謂アチドージス性歯牙変化説に就ての研究補遺

城大歯科 今尾 勝巳

8. 下顎管の発生に就て

京城歯科 稲川 英一

9. 人に於ける歯数異常の系統発生学的解釋

東京高歯 藤田恒太郎

また学術大会のほかに，例会的な研究会を開催することとなり，次のように開かれた。

10 月 26 日，東京高等歯科医学校

いわゆる歯槽膿漏症原因の考察 檜垣 麟三

このあと座談会を行った。

12 月 8 日 東京高等歯科医学校

皇国医道について 山崎 佐

また 1944 年 1 月 14 日には同じ場所で

健民運動について

大政翼賛会厚生部長 小田 倉一

この集会以後夜間の集会は困難となってきた，例会は休止することとなった。

2. 口腔保健の発刊

口腔保健協会の事務所は，東京高等歯科医学校内におかれているが，口腔保健協会の運営に実質的に深くかかわっていた今田見信が，同じように支援をしていた社会歯科学会は 1932 年（昭和 7 年）から活動しており，学会誌を出していたが，時局の変化に伴い，学会名を厚生歯科学会に変更し，雑誌も厚生歯科学会雑誌としていたが，さらに時局の推移に伴って，学会を口腔保健協会内に移すこととなり，雑誌名も“口腔保健”と改めて，通巻では 24 号であるが“口腔保健第 1 号”として 1943 年（昭和 18 年）10 月に出されることになった。なおこれは 2 号まで出した段階で用紙の統制から廃刊せざるを得なくなったが，この“口腔保健”は実質的には財団法人口腔保健協会の雑誌のようなものとも考えられるのであった。

Ⅶ. 終戦直後の活動

1号と2号の目次をあげると次のようである

〈口腔保健第1号目次〉

論 説	
昭和10年度国民体力検査に於ける歯科検査成績の概要	山 田 茂… 1
講 演	
結核の現状とその予防	引 地 亮太郎…17
資 料	
我が委任統治下南洋群島に於ける原住民族学児の口腔一般状況に 関する統計学的観察	松 井 正…23
結核患者に於ける齲蝕発生と血清 K 及 Ca 量に就て	山 田 英 夫…31
敵米国の公衆保健制度と其医育の近況に就いて	早 川 清…41
会 報	
財団法人 口腔保健協会寄附行為・同会員氏名	…47

〈口腔保健第2号目次〉

論 説	
口歯科の齲蝕本源史観	山 田 平 太… 1
北支濟南市附近に於ける日・中両国人の齲蝕的竝に歯槽膿漏の疾患の 罹患状況に就て	中 野 正 文… 4
講 演	
齲蝕発生に関する諸因子の概観	宮 崎 吉 夫…13
歯槽膿漏症の本態	檜 垣 麟 三…24
皇国医道の概念	山 崎 佐…33
会 報	
口腔保健学術講演大会紀要	… 51

Ⅶ. 終戦直後の活動

1945年の終戦の直後は大きな混乱の中にあつて、協会も到底活動できる状態ではなかつたが、ちょうどこの口腔保健協会の事務局が東京高等歯科医学校内におかれていたので、それが1946年（昭和21年）7月に新たに東京医科歯科大学として発足するとともに、その中に移り、ここで、戦前に続いて、まず1946年（昭和21年）11月16日、午後1時から東京医科歯科大学第2講堂を会場として、学術講演会を開いた。

このときは、長尾理事長が挨拶をしたのち、大阪大学の弓倉繁家教授と国立公衆衛生院の古屋芳雄院長が医長となつて5人の人の研究発表を行った。

この種の集会としては戦後にいち早く活動を始めたものであつたと思われる。

そのときの演目、演者は次のとおりであつた。

主要食糧の配給機構に依る学童の体位の変化

日大歯科 佐原 義長

カシンベック病と口腔

日歯専校 福島萬寿雄

唾液水素イオン濃度変動に関する実験的研究

東大歯科 山本 良夫

女子青春期の歯齦変化の観察

東医歯専校 小林 幸男

日本語構成と歯科学的研究

阪大歯科 日比野 勉

しかしその後、関係者がそれぞれの立場での事態の整理に忙殺されて、運営にも支障を来していたが、翌 1948 年 5 月 1 日、評議員会、理事会を開いて再出発をはかった。

このとき決定した役員は次のとおりである。

会 頭 林 春雄

理事長 長尾 優

理 事 金森 虎男、佐藤 運雄、中川 大介、豊田 實、高橋新次郎、広瀬 武郎、真鍋 満太

監 事 三内多喜治、菊川 武雄、今田 見信

またその年ちょうど新しく発足する保健所歯科についての座談会を開き、関係者の意見をまとめる催を行った。

1948 年 10 月 9 日、東京医科歯科大学の会議室で行った。

集ったのは、

協会側として 理事長 長尾 優

幹 事 鈴木 賢策、広田 恵治

東京都 公衆衛生課長 小林 彰

杉並保健所長 塚原 国雄

杉並保健所歯科 宮入 秀夫

中央保健所 丹羽 輝男

文部省 事 務 員 竹内 光春

京 都 大 学 美農口 玄

であった。

幹事として鈴木賢策が司会進行をつとめて、長尾 優から、

- ① 保健所歯科の業務はどんなものか。
- ② 保健所歯科の活動と学校歯科とはどんなかわりをするのか。
- ③ 開業医と保健所歯科はどんなかわり方になるのか。
- ④ 実際に活動している杉並保健所と、中央保健所の実状と、そこにあるいろいろの隘路をどうしたらよいか。
- ⑤ 保健所歯科の活動をどうやって拡充して行ったらよいか。

について話合いたい、と挨拶してそのプロットにもとづいて話がすすめられた。

まず、小林課長と塚原所長から全般なことについて説明があり、現場の宮入は、まず、

Ⅷ. 活動の再開

母親の歯科衛生教育を充実することがまず大切であること、口腔診査をやっても治療面にしっかりと裏付がなければ効果がうすいのでそれをどうするかが1つ問題である、というようなことをのべ、丹羽は、昨年9月から始めたが当初はあまり来所者が少なかったが、幼稚園、接客業者、工場、会社などで歯科相談を主とした口腔診査を行うようになってから増えてきた。

しかしやはり保健所としっかり連絡のとれる何らかの受皿が必要であると考えている、と述べた。

また美濃口は、社会医療事業のような面についても配慮すべきではないかなどと述べた話が歯科医師の数とか、教育にまで及んでそれぞれの人から活発な意見が出た。

竹内は小学校を中心として考えれば、いわゆる早期処置をすすめるには全国で大体1,000人くらいの専任者が活動すればカバーできる計算だとのべ、その仕方としては1つは国が費用を全部もつ、というやり方と、もう1つは“子どもは1年に2回歯科医のところに行かなければいけない”ということを徹底的に教育することである、と述べている。

これを課題にしていろいろなやりとりがあり、保健所と学校歯科については面白い話が展開した。

保健所がまだ十分活動していないのでわからないが、やはり民生関係との関係はどうなっているかについてやりとりがうつって行き、開業医の施設利用というような立場で、レントゲンなどの利用はわりに多いということがいわれた。

そして現況としてはまだまだいろんな問題があること、そして工場などにも活動の余地のあることなどが指摘された。

口腔保健協会はこのようにわりに早い時期に活動を始めたが、関係者がそれぞれの分野での活動に追われ、いつしか組織的な活動をすることがなく、一種の冬眠状態に入った。

Ⅷ. 活動の再開

口腔保健協会は名目上は存在していたが、大きな社会のうねりの中で、東京医科歯科大学に事務所がおかれたまま、かなり長い間冬眠ともいえる状態にあった。

しかしその間でも財団法人としての法的な処理は必要であった。このようなことについてはすべて今田見信が支えていた。

この間、1960年（昭和35年）頃、学校保健法の制定、三歳児歯科健康診査の実施、国民皆保険の実施の動きなどにつれて、公衆歯科衛生活動にもそれを促進する動きが高まり、日本歯科医師会もこの面の活動を強化しようとして、従来“委員会”の組織で運営したこの部門の事業を、新たに“公衆衛生部”という形で運営しよう、というような雰囲気になり、国もこの面の外郭的活動をすることが求められたが、この口腔保健協会はその頃はまだそれに応ずる十分な機能を果たす余力をもっていなかった。そこで“歯科衛生思想の普及、歯科疾患の予防など”を積極的に展開するため、新たにこの協会とは全く別個な財団法人日本口腔保健協会という団体が形成されることとなった。

こちらは会長に徳川宗敬、理事長に久下勝次、常務理事に大西栄蔵、小川時敏、山崎紀



今田 見信



長尾 優

雄などが就任して、この面の活動をすることとなった。

このために名称のまぎらわしい会が発足した。

しかし、これが大きなきっかけとなって、口腔保健協会の方も積極的な活動をする事となり、医歯薬出版株式会社の協力を得て、新しく社会に出発する歯科大学の卒業生全員にその業務の指針となるように“新しい歯科医師のために一法規の手續と業務要覧”を作成して、全国の大学歯学部および歯科大学の卒業式に間に合うように配布することが始められた。

これは厚生省医務局高木圭二郎参事官に依頼した。まだまだ協会には十分な力がなかったので、これには全面的に森田歯科商店の協賛を得た。

この序に理事長の長尾 優は次のように述べている。

序 に か え て

多年螢雪の功空しからず、諸君は色々の希望と抱負を胸一パイにふくらませて、社会にとび出そうとしている。誠にたのもしくも、亦目出度い限りであるが、諸君を待ちうけている医療の業界は、なまやさしいものではなく、全く物情騒然としていると申してよい。

申す迄もないが、全ての国民が健康で且つより良き環境の下で生活できることは、新憲法によって保証されているところで、これは少々いい古されている感じで、とかく忘れがちになりやすいが、この国民の健康を確保する重大な責任が医人たる諸君の双肩に重く荷重されているのを充分認識して置いて戴き度い。然し現実の問題として皆保険体制下におけるこれからの医療が、どのようにあるべきかは諸君が一步実社会に踏み出した瞬間、たちまち諸君を取り巻く重大な課題となろう。いいかえれば諸君が今迄学園で学び取ったよりよき理想的な医療を如何にして社会保障の内部で、摩擦なく押し広めていくかについての工夫は、これからの諸君に与えられた宿命的な問題でもある。歯学の一般更にその進歩の有様又歯学の研究方法などについては、諸君は一応学園においてその大約を知り得たであらう。一面諸君が

Ⅷ. 活動の再開



第3代 清水 文彦 理事長

国家及び社会から如何ように認定され、取り扱われているかの点は未だ不知と見てよい。本書は、国家及び社会における医人に対する諸規約を集録し、それに適當の解説を試みたものであるが、諸君は先ず本書に依って自からの地位を学び、且つよく認識した上で、社会人としての医人と学究者としての医人と如何にマッチせしむるかの工夫をして戴き度いのが、本書を諸君に贈呈する所以である。

昭和 36 年 3 月

さらに翌 1962 年（昭和 37 年）には、山浦製作所の協賛を得て、国立予防衛生研究所大西栄蔵部長に依頼して“新しい歯科衛生士のために一法規の解釈、手続き、業務要覧”を作製して、全国の歯科衛生士学校、養成所の卒業生全員に配布した。

同年、而至化学工業株式会社の協賛で“新しい歯科技工士のために一法規解釈、業務要覧”を作製、同じく全国の歯科技工士学校、養成所の卒業生全員に無料配布した。

また、このように活動を始めるとともに、事務所を東京医科歯科大学内から東京都文京区本駒込 1-7-10 の医歯薬出版株式会社の社屋内に移し、その登記を行った。

1966 年（昭和 41 年）11 月 24 日のことである。

そのとき、日本歯科医療管理学会の事務代行を行うことになって、実務運営の必要から、豊島区駒込 1-38-6 駒込ビル内の一室を借りて、活動を行うこととなった。

主な活動としては、

- ① 新卒業生のための業務要覧の配布（無料）
- ② 歯みがきカレンダーの豊島区内幼稚園、保育所への配布（無料）
- ③ 学会の業務代行
- ④ 歯科、医科、栄養関係教材の製作販売
- ⑤ 各種病院帳票の製作販売
- ⑥ 全国歯科衛生士教育協議会の事業への協力援助
- ⑦ 関係書籍の出版

⑧ 各種の編集代行

⑨ その他

などがあり、次第に職員数も増やして現在に至っている。

1991 年（平成 3 年）10 月現在における従業員数は 24 名である。

(1) 新卒業生のための業務要覧

毎年行っているが、1990 年（平成 2 年）には次のように行った。

「新しい歯科医師のために」 3,600 部 協賛 モリタ

「新しい歯科衛生士のために」 6,919 部 山浦, 他

「新しい歯科技工士のために」 3,550 部 デンケン, 他

(2) 歯みがきカレンダーは 1990 年（平成 2 年）には次のように配布した。

幼稚園 28 カ所 2,853 枚

保育園 32 カ所 2,000 枚

その他 2,000 枚

(3) 学会の業務代行

学会の業務代行は、各学会の活動がさかんになるにつれて次第に多くなり、次のようである。

	開 始 年 月
日本歯科医療管理学会	1966 年 7 月
日本補綴歯科学会	1971 年 5 月
日本口腔外科学会	1977 年 2 月
日本歯科麻酔学会	1978 年 10 月
日本口腔衛生学会	1979 年 5 月
日本矯正歯科学	1980 年 1 月
日本歯内療法協会	1980 年 4 月
歯科基礎医学会	1981 年 3 月
日本歯周病学会	1981 年 8 月
日本歯科理工学会	1982 年 4 月
日本口腔インプラント学会	1982 年 4 月
日本歯科保存学会	1982 年 4 月
日本歯科医学教育学会	1982 年 8 月
日本顎咬合学会	1983 年 5 月
口腔病学会	1984 年 4 月
日本小児歯科学会	1986 年 4 月
日本歯科心身医学会	1986 年 9 月
日本歯科技工学会	1987 年 2 月

以上の他に、日本歯科医学会の会員管理業務を 1985 年 4 月より行っている。

(4) 関係書籍の出版

当初、歯科衛生士等の教育教材とともに、教材ともなり、かつ、就業中の人々にも役立

Ⅷ. 活動の再開

つ関係図書についての出版を行ったが、次第に多くなり、本年9月の時点で77点になっている（巻末〔付3〕参照）。

（5）各種の編集代行

学会雑誌、各種記念刊行物、紀要などの編集の代行を行っているが平均15～20点ぐらいである。

（6）全国歯科衛生士教育協議会事業の協力援助

全国歯科衛生士教育協議会は、1970年（昭和45年）以降、その事業について、本協会が支援し協力している。

（7）第2回国際歯科保健比較調査事業

WHOから依頼を受けた厚生省が本年度（1991年）に予算化し、本協会が委託を受けて行う事業である。17年前の第1回調査と同様、山梨県の協力を得て行われる。

（8）国際協力事業

本協会では、次第に高まってきた歯科医療における国際協力の流れに沿って、海外協力事業を行うことになり、「上海鉄道医学院附属中日友好口腔医学中心（センター）」として、定着しつつある。

これは、今田見信が古くから中国や韓国などの歯科学生や若い歯科医師たちの面倒をみていたことから、太平洋戦争後も何かと連絡があり、それをきっかけにして始められたものである。

これについて今田喬士は次のように述べている。

中国との歯科医療国際協力事業

本協会の実質的な世話を続けていた今田見信は、すでに1930年代から中国、韓国などの歯科の学徒や、若い歯科医師たちの面倒をよくみていたことで知られていたが、本協会の活動がようやく軌道にのってきた1986年、上海鐵路中心医院歯科主任 黄 群 華先生との接触をきっかけとして、歯科医療と歯科医学教育の両面にわたって、日中友好の一助にもなればということで、協力事業の具体的計画を始めた。そして、1988年上海鉄道医学院附属中日友好口腔医学中心が日本人用の宿泊施設と共に新設された。

その運営は、とりあえず年2回日本から歯科医師、歯科衛生士が上海に行って、講義あるいは診療の実際を通して、上海鉄道医学院の歯科医・学生等を指導しようということである。日本国内の歯科医のボランティア参加表明も50名ほど頂き、さらに東日本学園大学歯学部他からの協力も得られることになった。

日本歯科大学附属病院の改築に当たって、チェアユニット10台、神奈川歯大からデンタルX線装置、世田谷区老人医療部からユニット、パノラマ装置等の寄贈を受け、現地に送り、診療体制を整えた。

1990年3月、10月、1991年3月と各6、7人の参加者を上海に派遣し、大きな反響、感謝をうけ、回を重ねるごとに友好の度を高めつつある。派遣団が訪れる都度、器材も最小限持参し、器材改良の重要性を認識させ、上海歯科材料廠との意見交換をしたり、幼稚園でのムシ予防活動を指導したりと実績を重ねている。

今後は年 1 回 3～4 名の視察団を招待する方向で協議を進めている。

口腔医学中心には歯科治療を求めている症例は無限にあることから、日本の歯科教育との相互補完を最終目標にしたいと、交流・協力事業をさらに重厚なものに育てたいと計画している。

〔付 1〕

財団法人 口腔保健協会寄附行為

第 1 章 名称及事務所

- 第 1 条 本会は財団法人口腔保健協会と称する。
- 第 2 条 本会同事務所を東京都文京区本駒込 1 丁目 7 番 10 号に置く。
本会に理事会の議決により支部を置くことができる。
支部に関する規定は必要ある場合別に定める。

第 2 章 目的及事業

- 第 3 条 本会は口腔保健の進歩発達を期するを以て目的とする。
- 第 4 条 前条の目的を達成する為、次の事業を行う。
1. 口腔保健に関する調査、研究並に知識普及
 2. 口腔保健に関する諸事業の連絡及び後援
 3. 口腔保健に関する図書、刊行物の発行
 4. その他目的達成に必要と認むる事項

第 3 章 資産及会計

- 第 5 条 本会の資産は左に掲げるものより成る。
1. 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産
 2. 篤志家の寄附金品
 3. 資産より生ずる収入
 4. その他の諸収入
- 第 6 条 本会の資産はこれを基本財産及び通常財産の二種に分ける。基本財産は次の各号より構成されこれを処分することができない。但し已むを得ない理由があるときは理事 3 分の 2 以上の同意を経、尚主務官庁の認可を得てその一部を処分することができる。
1. 基本財産として指定して受けた寄附財産
 2. 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
通常財産は基本財産の元本以外の財産により構成される。
- 第 7 条 本会の資産は理事長がこれを管理しその方法は理事会の議決を経て定める。
- 第 8 条 資産の中現金は郵便官署、确实なる銀行又は信託会社に預入れ若しくは信託し或は国、公債、确实なる有価証券に換え保管するものとする。なお理事会の議決を経て不動産を買入れることもできる。
- 第 9 条 本会の経費は通常財産を以て支弁する。
- 第 10 条 年度末において剰余金を生じたときは理事会の議決を経てその全部若しくは一部を翌年度に繰越すか又は基本財産に繰り入れるものとする。
- 第 11 条 本会の予算は会計年度開始前に理事会の議決を経て之を定め決算は年度終了後二カ月

以内にその年度末財産目録と共に監事の監査を経て理事会の認定に附するものとする。

第12条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終る。

第4章 役員及職員

第13条 本会に左の役員を置く。

1. 理 事 5名以上15名以内
2. 監 事 2名以内
3. 評議員 20名以上

第14条 理事のうち理事長1名、常務理事若干名を理事の互選により定める。

第15条 理事及監事は評議員に於て之を選任する。但し相互にこれを兼ねることはできない。
評議員は理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

第16条 理事長は本会を代表し会務を統理する。
常務理事は理事長の指示を受け本会の常務を掌理し理事長に事故あるときはその職務を代理する。
理事は理事会を組織し事業の執行を図る。
評議員は評議員会を組織し重要事項を審議する。
監事は民法第59条に規定する職務を行う。

第17条 本会は顧問若干名を置くことができる。
顧問は本会に功労ある者、又は学識経験ある者の中から理事会又は評議員の推薦により理事長が委嘱する。
顧問は重要な事項について理事長の諮問に応える。

第18条 本会の会務執行の為必要な職員は理事長がこれを任免する。

第19条 理事の任期は4年、監事及評議員の任期は2年とする。但し重任を妨げない。
補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第20条 理事及監事は任期満了後と雖も後任者の就任する迄はその職務を行うものとする。

第21条 理事監事及評議員において本会の名誉を毀損し又は目的趣旨に反する様な事実があったときは理事会の議決を経て理事長之を解任することができる。

第5章 会 議

第22条 会議は理事会及評議員会の二種とする。

第23条 会議は毎年1回理事長が招集し、その議長となる。但し評議員会の議長は評議員の互選により評議員の中から選出することもできる。

第24条 理事長は必要と認めたときは、それぞれその会議を臨時に招集することができる。
理事又は評議員の3分の2以上の要請がある場合理事長は理事会を開かなければならない。

第25条 理事会は理事総員の3分の2の出席がなければこれを開催することができない。但し評議員会は過半数の出席を以て成立する。

- 第26条 会議の議事はそれぞれその会議に出席した役員の過半数の同意を以てこれを決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第27条 已むを得ない理由のため会議に出席できない役員は予め通知された事項についてのみ書面を以て表決をなし、又は代理人に委任することができる。但し代理人は役員でなければならない。
- 第28条 理事長は簡易な事項又は急施を要する事項についてはこれを処理することができるが、次回理事会において承認を得なければならない。
- 第29条 理事会には、この寄附行為に規定してあるものの外、次の事項を附議する。
1. 決算及予算の承認
 2. 事業計画の認定
 3. 諸規定の制定並に改廃
 4. その他理事長が附議した事項
- 第30条 評議員会にはこの寄附行為に規定してあるものの外、次の事項を附議する。
1. 決算及予算の承認
 2. 事業計画の承認
 3. その他理事長が附議した事項

第6章 寄附行為の変更及解散

- 第31条 この寄附行為は理事4分の3以上の同意を経、尚評議員会の承認を経た上主務官庁の認可を得なければ変更することができない。
- 第32条 本会は民法第68条に規定する場合、理事4分の3以上の同意を経、尚評議員会の承認を経た上、主務官庁の認可を得なければ解散することができない。
- 第33条 前条により解散したときの残余財産は理事会の議決を経、なお主務官庁の許可を得て、この会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第7章 補 則

- 第34条 会務の執行に必要な細則は理事会の議決を経て別にこれを定める。

[付 2]

再建後役員一覧

< 1966 年 >

理事長 長 尾 優

理 事 清 水 文 彦, 北 博 正, 今 田 見 信, 山 田 平 太

評議員 沖 野 節 三, 岡 本 清 纓, 生 田 信 保, 大 西 正 男

木 所 正 直, 河 野 庸 雄, 榊 原 悠紀田郎, 鈴 木 勝

白 土 寿 一, 瀬 戸 俊 一, 竹 内 光 春, 高 橋 新次郎

高 木 圭二郎, 中 沢 勇, 中 村 平 蔵, 丹 羽 輝 男

林 一, 檜 垣 麟 三, 広 田 恵 治, 正 木 正

山 下 浩

監 事 一ツ子 邦 夫, 今 田 喬 士

< 1968 年 >

理事長 長 尾 優

理 事 清 水 文 彦, 北 博 正, 今 田 見 信, 上 野 正

榊 原 悠紀田郎

評議員 岡 本 清 纓, 大 西 正 男, 木 所 正 直, 河 野 庸 雄

鈴 木 勝, 瀬 戸 俊 一, 竹 内 光 春, 高 橋 新次郎

高 木 圭二郎, 中 沢 勇, 中 村 平 蔵, 丹 羽 輝 男

林 一, 檜 垣 麟 三, 一ツ子 邦 夫, 山 下 浩

監 事 山 田 平 太, 今 田 喬 士

< 1970 年 >

理事長 長 尾 優

理 事 清 水 文 彦, 北 博 正, 今 田 見 信, 上 野 正

榊 原 悠紀田郎

評議員 岡 本 清 纓, 大 西 正 男, 川 上 道 夫, 木 所 正 直

鈴 木 勝, 竹 内 光 春, 坪 根 政 治, 中 沢 勇

中 村 平 蔵, 永 井 巖, 丹 羽 輝 男, 林 一

一ツ子 邦 夫, 山 下 浩

監 事 山 田 平 太, 今 田 喬 士

< 1974 年 >

理事長 長 尾 優

理 事 北 博 正, 今 田 見 信, 上 野 正, 榊 原 悠紀田郎

評議員 岡 本 清 纓, 大 西 正 男, 川 上 道 夫, 木 所 正 直
鈴 木 勝, 竹 内 光 春, 坪 根 政 治, 中 沢 勇
中 村 平 蔵, 永 井 巖, 林 一, 一ツ子 邦 夫
山 下 浩
監 事 山 田 平 太, 今 田 喬 士

< 1976 年 >

理事長 清 水 文 彦
理 事 北 博 正, 今 田 見 信, 上 野 正, 榊 原 悠紀田郎
笹 本 正次郎
評議員 岡 本 清 纓, 大 西 正 男, 川 上 道 夫, 木 所 正 直
鈴 木 勝, 竹 内 光 春, 坪 根 政 治, 中 沢 勇
中 村 平 蔵, 永 井 巖, 林 一, 一ツ子 邦 夫
藤 野 博, 山 下 浩
監 事 山 田 平 太, 今 田 喬 士

< 1979 年 >

理事長 清 水 文 彦
理 事 北 博 正, 上 野 正, 榊 原 悠紀田郎, 笹 本 正次郎
三 浦 裕 士, 今 田 喬 士
評議員 飯 塚 喜 一, 大 西 正 男, 岡 田 昭五郎, 岡 本 清 纓
川 上 道 夫, 木 所 正 直, 北 村 中 也, 小 西 浩 二
島 田 義 弘, 竹 内 光 春, 富 田 喜 内, 中 沢 勇
中 村 平 蔵, 永 井 巖, 森 岡 俊 夫, 山 下 浩
監 事 山 田 平 太, 一ツ子 邦 夫

< 1983 年 >

理事長 清 水 文 彦
理 事 北 博 正, 上 野 正, 榊 原 悠紀田郎, 笹 本 正次郎
今 田 喬 士
評議員 伊 藤 秀 夫, 飯 塚 喜 一, 大 西 正 男, 岡 田 昭五郎
金 子 芳 洋, 川 上 道 夫, 北 村 中 也, 小 西 浩 二
島 田 義 弘, 末 高 武 彦, 竹 内 光 春, 常 光 旭
富 田 喜 内, 中 尾 俊 一, 中 沢 勇, 藤 岡 幸 雄
森 岡 俊 夫, 山 下 浩, 能 美 光 房
監 事 山 田 平 太, 野 村 順之助

< 1985 年 >

理事長 清 水 文 彦

理 事 北 博 正, 上 野 正, 榑 原 悠紀田郎, 石 川 梧 朗
林 都志夫, 川 上 道 夫, 森 本 基, 岡 田 昭五郎
今 田 喬 士

評議員 伊 藤 秀 夫, 飯 塚 喜 一, 大 西 正 男, 金 子 芳 洋
北 村 中 也, 小 西 浩 二, 島 田 義 弘, 末 高 武 彦
竹 内 光 春, 常 光 旭, 富 田 喜 内, 中 尾 俊 一
中 沢 勇, 藤 岡 幸 雄, 森 岡 俊 夫, 山 下 浩
能 美 光 房

監 事 野 村 順之助, 笹 本 正次郎

< 1989 年 >

理事長 清 水 文 彦

理 事 北 博 正, 上 野 正, 榑 原 悠紀田郎, 石 川 梧 朗
林 都志夫, 川 上 道 夫, 森 本 基, 岡 田 昭五郎
三 浦 裕 士, 今 田 喬 士

評議員 伊 藤 秀 夫, 飯 塚 喜 一, 金 子 芳 洋, 北 村 中 也
小 西 浩 二, 島 田 義 弘, 末 高 武 彦, 竹 内 光 春
常 光 旭, 富 田 喜 内, 中 尾 俊 一, 中 沢 勇
藤 岡 幸 雄, 森 岡 俊 夫, 山 下 浩, 能 美 光 房

監 事 笹 本 正次郎

〔付 3〕

(財) 口腔保健協会刊行書籍一覧表

番号	書 名	発行年月
1.	器材準備と作業手順のための手びき—診療室補助者のために—	昭和44年 2 月
2.	受付の手びき—診療室補助者のために—	昭和45年 2 月
3.	増補 歯科衛生関係指導要領・手引集	昭和46年10月
4.	口腔診査法①— WHO による手引と基準—	昭和48年 9 月
5.	虫歯のシンポジウム・病因論	昭和48年11月
6.	歯科臨床サブノート	昭和49年 9 月
7.	デンタルチャート 歯のお話し—健康な美しい歯をつくるために—	昭和51年 3 月
8.	虫歯のシンポジウム・齲蝕感受性—エナメル質表層の構造と組成—	昭和51年 9 月
9.	虫歯のシンポジウム・歯苔とエナメル質のかかわり合い	昭和53年 5 月
10.	カウンセリングチャート 歯科患者教育のために	昭和53年 6 月
11.	口腔診査法②— WHO による歯科保健調査の基礎と実際—	昭和53年11月
12.	歯科大学教育白書—日本の大学歯学部カリキュラム実態調査—	昭和55年 6 月
13.	栄養と実験齲蝕	昭和55年 7 月
14.	歯学研究者名鑑 1981 年版	昭和55年12月
15.	世界の歯科医療制度	昭和56年 2 月
16.	歯科医の卒後教育白書—歯科大学卒後の研修についての現況調査—	昭和56年 9 月
17.	発達歯科医学懇話会 第 4 回ワークショップ記録—加齢現象—	昭和57年 3 月
18.	新訂・歯科臨床サブノート	昭和57年 5 月
19.	口腔粘膜疾患— WHO による診断と疫学へのガイド—	昭和57年 6 月
20.	歯科疾患実態調査報告—昭和 32, 38, 44 年—	昭和57年 8 月
21.	器材準備と診療介補マニュアル	昭和57年 8 月
22.	歯周疾患の病因と予防— WHO からの提言—	昭和58年 1 月
23.	歯科衛生士教本四科統計資料集 昭和 58 年版	昭和58年 2 月
24.	発達歯科医学懇話会 第 5 回ワークショップ記録—生体防御—	昭和58年 3 月
25.	唾液のはなし	昭和58年 7 月
26.	砂糖の知識	昭和58年 8 月
27.	昭和 50 年歯科疾患実態調査報告	昭和58年 8 月
28.	昭和 56 年歯科疾患実態調査報告	昭和58年10月
29.	歯科衛生士養成所教授要綱—解説と参考資料—	昭和59年 1 月
30.	抜歯の文化史	昭和59年 4 月
31.	発達歯科医学懇話会 第 6 回ワークショップ記録—環境と医学—	昭和59年 4 月
32.	歯科保健計画の立案と評価— WHO の指針をもとに—	昭和59年 5 月
33.	歯科衛生士関係文献カタログ—'81・'82—	昭和59年11月
34.	歯学研究者名鑑 1985 年版	昭和60年 2 月
35.	発達歯科医学懇話会 ワークショップ記録—文化と教育—	昭和60年 5 月
36.	歯科衛生士関係文献カタログ—'79・'80—	昭和60年 7 月
37.	歯科医師国家試験出題基準	昭和60年 9 月
38.	フッ化物局所応用に関するガイドブック	昭和60年10月
39.	歯牙酸蝕症と産業保健管理	昭和60年10月
40.	歯科衛生士関係文献カタログ—'83・'84—	昭和60年11月
41.	口腔疾患の予防方法と予防プログラム— WHO の指針—	昭和61年 2 月
42.	歯科衛生士関係文献カタログ—'76・'77・'78—	昭和61年 3 月
43.	日本解剖学文献集 (11)	昭和61年 3 月
44.	声と言葉のしくみ	昭和61年 5 月

45.	ミュータン旅へ行く	昭和61年 5 月
46.	発達歯科医学懇話会 ワークショップ記録—育成と医療—	昭和61年 6 月
47.	歯科衛生士関係文献カタログ—'85・補遺・索引集—	昭和61年 7 月
48.	将来の歯科医師数	昭和61年 9 月
49.	集団を対象としたフッ化物局所応用マニュアル	昭和61年 9 月
50.	交流分析と人間関係	昭和61年10月
51.	歯科統計資料集— 1987・1988 年版—	昭和62年 3 月
52.	さあー お口をあけて	昭和63年 2 月
53.	口腔保健要員の養成プログラム その立案と展開— WHO の指針	昭和63年 7 月
54.	口腔診査法③—口腔保健活動のための調査方法—	昭和63年 7 月
55.	日本歯科衛生士教育小史	昭和63年 7 月
56.	歯科衛生士試験出題基準並びに主要学科指導の要点	昭和63年11月
57.	エピソードでつづる義歯の歴史	昭和63年11月
58.	歯科統計資料集— 1989・1990 年版—	平成元年 3 月
59.	ミュータン旅へ行く 2	平成元年 5 月
60.	歯科医師国家試験出題基準	平成元年 9 月
61.	歯周治療の非外科的抗菌療法	平成元年 9 月
62.	主要 3 科指導の要点並びに問題例集	平成元年 9 月
63.	口腔保健活動のこれからの道— WHO による実践のための提案—	平成元年 9 月
64.	社会保険歯科医療小史	平成元年10月
65.	歯の聖女アポローニア	平成元年11月
66.	昭和 62 年歯科疾患実態調査報告	平成元年11月
67.	デンタルテクニックス①ポーセレンラミネートベニア法	平成 2 年 1 月
68.	幼児期における歯科保健指導の手引き	平成 2 年 5 月
69.	歯の神んさあ	平成 2 年 5 月
70.	オーラルセルフケア	平成 2 年 7 月
71.	歯科保健指導関係資料	平成 2 年10月
72.	歯科統計資料集— 1991・1992 年版—	平成 3 年 3 月
73.	デンタルテクニックス②コーヌステレスコープデンチャー	平成 3 年 3 月
74.	WHO 口腔保健医療関係者に対する教育上の重要課題	平成 3 年 4 月
75.	デンタルテクニックス③顎機能異常—診断・治療の要点—	平成 3 年 3 月
76.	主要 3 科指導の要点並びに問題例集	平成 3 年 9 月
77.	地域性歯牙フッ素症	平成 3 年 9 月

50 周年の歩み あとがき

当協会の現在は、多くの歯科学会の事務代行と機関誌の編集代行に追われる日常である。特に学術大会時には、プログラム・事前抄録の製作、学会当日の受付事務などで、時には何人もが出張したりしている。

このようなあわただしい中で、創設 50 年を指摘され、記念行事もするのが世間一般だし、社史のようなものも区切りとして作るべきだということになった。

大ざっぱに考えても、太平洋戦争開戦直前に設立され、しばらくは活動していたが、戦局厳しくなると共に活動も止まり、そのまま終戦。

今田見信と山田平太の両名で相談したり、書類を作成・提出していたりしていたのはかすかに記憶にあるが、私自身学生であったり、歯苑社、医歯薬出版の経営に青息吐息の時もあり、正直それどころではなかった。

社史といっても今田見信も山田平太もすでに亡くなっているし、戦中・戦後の大きな混乱の中で、関係書類もどこに行ったか見当たらないといった状態。幸い本協会の理事でもある榊原先生から、多少の資料は持っているというお申し出をうけ、社史にも力を注いで頂くことになった。

協会本部からの参考書類・記録のお手伝いも少いし、時間も経っていることもあり、榊原先生に全面的にご苦勞頂くことになってしまった。私としてもお手伝いしようもない苛立ちを覚えた。

このような状況の中から、公衆歯科衛生の歴史的流れ、発展史をあわせまとめることは、本協会設立の意義の本姿にもつながるとして、前半を「公衆歯科衛生活動略史」として、世に問うに値する形になれたわけで、自信をもって世に送り出すことにしたのである。

それにつけても榊原先生のご苦勞には心から感謝申し上げ、「あとがき」といたします。

事務局長 今田 喬士

財団法人 口腔保健協会 1991～2011 年の歩み

I. 設立 50 周年以降の歩み

『公衆歯科衛生活動略史〔付〕財団法人口腔保健協会 50 年の歩み』（榊原悠紀田郎著、1991 年発行）には、本会の創立から 50 周年までの歩みが詳細に述べられている。それに加える形で、その後の本会の歩みを記すことにした。巻末の資料を参照しながら、ご一読頂ければ幸いである。

この 20 年間は、本会の各種事業は順調に進められたが、本会を取り巻く環境は時代と共に変化しており、本会の存立にもかかわる事柄も、いくつか発生している。その一つは、8020 運動の進展に伴い、2000 年に新しく財団法人 8020 推進財団が設立されたことである。その時「新たに設立するよりは、ライオン歯科衛生研究所や口腔保健協会など、既存の財団の中に入る形で事業を進めるのも一つの方法ではないか」などと議論されたことが、記録されている（財団法人 8020 推進財団会誌『8020』No.10, 30 ページ, 2011 年 1 月）。その後紆余曲折をへて、日本歯科医師会が中心となって、2000 年 12 月に財団法人 8020 推進財団が発足した。

もう一つは、公益法人改革の動きとそれに対する対応である。本協会は、戦前に設立され、厚生労働省所管の公益法人の中でも古参の一つであったが、2006（平成 18）年に成立した、いわゆる公益法人制度改革 3 法により、2012 年までに、本協会は一般財団法人か公益財団法人にならなければ、解散することになり、その対応が必要になったことである。詳細については、後述のとおりであるが、これも様々な経緯を経て、2011 年 10 月現在、一般財団法人として内閣府に認証の申請を行っている。

以下、この 20 年間の具体的な本会の歩みについて述べる。なお、本会創立以来の歯科関連事項略年表を、〔付 4〕に示した。

1. 創立 50 周年記念事業

1991（平成 3）年、本会は創立 50 周年を迎えたので、これを記念して、次のような事業を行った。

① 記念講演会の開催（11 月 22 日、東プラ健保会館）

テーマ：トータル・ヘルス・プロモーション（THP）と口腔保健
— 8020 への道—

後 援：厚生省、労働省、日本歯科医師会、健康保険組合連合会

講 演：宮武 光吉（厚生省健康政策局歯科衛生課長）

下田 智久（労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長）

青山 英康（岡山大学医学部衛生学教授）

渡辺 郁馬（東京都老人医療センター歯科口腔外科部長）

記念フォーラム：

司 会 林 都志夫（東京医科歯科大学名誉教授・本会理事）

発言者 河野 啓子（産業医科大学医療技術短期大学）

市瀬 利雄（東京都皮革産業健康保険組合常務理事）

榊原悠紀田郎（愛知学院大学名誉教授・本会理事）

② 祝賀会の開催（11 月 22 日，東プラ健保会館，出席者：122 名）

③『公衆歯科衛生活動略史〔付〕財団法人口腔保健協会 50 年の歩み』（榊原悠紀田郎著，A5 判，112 ページ，財団法人 口腔保健協会）を発行．

2. 厚生科学研究の実施と協力

厚生科学研究（現厚生労働科学研究）として，次の研究の実施または協力を行った．

① 新たな歯科医療需要の予測に関する総合的研究（2005 年（平成 17 年）度）

主任研究者：宮武 光吉理事

『平成 17 年度総合研究報告 新たな歯科医療需要等の予測に関する総合的研究』

② 歯科技工所における歯科補綴物など管理制度の構築に関する研究（2002 年（平成 14 年）度）

主任研究者：宮武 光吉理事

③ 口腔保健と全身的な健康状態の関係についての総合研究（1996～1998 年（平成 8 年度～12 年）度）

主任研究者：小林 修平（本会は経理事務を担当）

『咬合状態に起因する多臓器の異常—伝承から科学へ—（2 冊セット）（1997 年）』

『伝承から科学へⅡ 口腔保健と全身的な健康状態の関係について

8020 者のデータバンクの構築について（2 冊セット）（2000 年）』

④ 歯科保健医療の需給に関する地域構造的分析（1998 年（平成 10 年）度）

主任研究者：宮武 光吉理事

『全国版 歯科医師・歯科診療所地域差マップ（1999 年（平成 11 年））』

3. 『学術用語集』（日本歯科医学会編集）への協力

1975 年（昭和 50 年）に『学術用語集歯学編』が 531 語を整理収録して刊行された．その後，日本歯科医学会として，1982 年（昭和 57 年）9 月に歯科学術用語委員会を設置し，約 4 年間にわたり組織的な検討が行われ，1986 年（昭和 61 年）3 月に和英 1,570 語，英和 1,653 語を収録した『歯科学術用語集』が発行された．さらに，1986～1988 年（昭和 61～63 年）度の科学研究助成金特定研究「歯学用語標準化の調査研究」を受けて，日本歯科医学会学術用語委員会により検討された結果，1988 年（昭和 63 年）度末には 16,018 語を擁する最終案が纏められ，所定の手続きを経て，『学術用語歯学編（増訂版）』として，1992 年（平成 4 年）11 月に，本会が発売元となって日本歯科医学会から発行された．

I. 設立 50 周年以降の歩み

4. 『歯科医師国家試験出題基準』（厚生労働省）への協力

歯科医師国家試験出題基準は、おおむね 4 年に一度改正されており、1985 年（昭和 60 年）から、本会はその改正作業に協力するとともに、厚生労働省が監修したものを順次出版している。

『平成 2 年版 歯科医師国家試験出題基準（1989（平成元）年 9 月）』

『平成 6 年版 歯科医師国家試験出題基準（1993（平成 5）年 7 月）』

『平成 10 年版 歯科医師国家試験出題基準（1997（平成 9）年 4 月）』

『平成 14 年版 歯科医師国家試験出題基準（2001（平成 13）年 5 月）』

『平成 18 年版 歯科医師国家試験出題基準（2005（平成 17）年 5 月）』

『平成 22 年版 歯科医師国家試験出題基準（2009（平成 21）年 6 月）』

5. 『歯科衛生士試験出題基準』（財団法人歯科医療研修振興財団編集）への協力

歯科衛生士試験は、1991 年（平成 3 年）度から、それまでの都道府県知事から厚生大臣が行うこととなったが、実際には財団法人歯科医療研修振興財団が指定試験機関として、実施している。その出題基準が、財団において、新しく作成されることになり、2003 年（平成 15 年）に最初の出題基準が発行された。その後、おおむね 4 年に一度改正されているが、本会はその作成作業に協力し、また、財団法人歯科医療研修振興財団が監修したものを順次出版している。

『歯科衛生士国家試験出題基準 2003 年（2003（平成 15）年 6 月）』

『平成 18 年版 歯科衛生士国家試験出題基準（2005（平成 17）年 5 月）』

『平成 23 年版 歯科衛生士国家試験出題基準（2011（平成 23）年 3 月）』

6. 『歯学研究者名鑑』（日本歯科医学会監修）の発行

本書は、1981 年に歯科医育機関関係研究者と歯科臨床医関係研究者を対象にしてアンケート調査を行い、その結果をまとめて本会の自主企画として発行された。その後、日本歯科医学会の監修により、1999、2002 そして 2005 年版が発行されている。

『歯学研究者名鑑 1981 年版（1980（昭和 55）年 12 月）』

『歯学研究者名鑑 1985 年版（1985（昭和 60）年 2 月）』

『歯学研究者名鑑 1992 年版（1992（平成 4）年 7 月）』

『歯学研究者名鑑 1995 年版（1996（平成 8）年 3 月）』

『歯学研究者名鑑 1999 年版（1999（平成 11）年 3 月）』

『歯学研究者名鑑 2002 年版（2002（平成 14）年 3 月）』

『歯学研究者名鑑 2005 年版（2005（平成 17）年 3 月）』

7. 『歯科疾患実態調査報告』（厚生労働省）への協力

歯科疾患実態調査は、1957 年から 6 年ごとに実施されているが、その報告書は、厚生労働省監修によるものが順次本会から出版されている。

『歯科疾患実態調査報告—昭和 32, 38, 44 年（1982（昭和 57）年 8 月）』

- 『昭和 50 年 歯科疾患実態調査報告（1983（昭和 58）年 8 月）』
『昭和 56 年 歯科疾患実態調査報告（1983（昭和 58）年 10 月）』
『昭和 62 年 歯科疾患実態調査報告（1989（平成元）年 11 月）』
『平成 5 年 歯科疾患実態調査報告（1995（平成 7）年 3 月）』
『平成 11 年 歯科疾患実態調査報告（2001（平成 13）年 11 月）』
『解説 平成 17 年 歯科疾患実態調査（2007（平成 19）年 6 月）』

8. 『21 世紀の歯科医療』の編集発行

1993 年に、歯科界の各分野からの有識者 11 名（委員長・宮武光吉東京歯科大学教授）に
お願いし、21 世紀の歯科を研究する委員会を立ち上げ、歯科界の当面の諸問題を検討し、
今後の指針となるべき意見をまとめることとした。委員以外の学識者からの講演もいただ
きながら、1995 年までに 8 回の研究会を重ねた。1998 年に標記のタイトルでその成果をま
とめて出版した。

『21 世紀の日本の歯科医療（1989（平成 10）年 3 月）』

9. 国際歯科保健比較調査事業への協力

第 1 回国際歯科保健比較調査（ICS I，1973 年）から 17 年後、世界保健機関の提唱に
より、第 2 回国際歯科保健比較調査（ICS II，1991 年、委員長：森本 基）が実施される
ことになり、本会は経理事務を担当した。

10. 国際協力事業

- ① 中華人民共和国上海鉄道医学院附属中日友好口腔医学中心に対する支援

平成 7 年まで継続され、その後は北海道医療大学に引き継がれた。

- ② JICA の計画により実施されたスリランカ・ペラデニア大学歯学部への英文書籍の寄
贈などの事業を行った。

11. 歯磨きカレンダーの配布事業

歯磨きカレンダーの配布事業は、平成 6 年まで継続実施した。

12. 新卒業生のための業務要覧の作成配布

業務要覧については 1994 年（平成 8 年）から歯科医師向けを中止したが、歯科衛生士及
び歯科技工士向けについては、引き続き作成配布されている。

『新しい歯科衛生士のために』

『新しい歯科技工士のために』

13. 学会の業務代行

1987 年以降の分については、〔付 5〕のとおりである。現在 39 の学会から業務代行の委
託を受けている。なお、受託学会の設立日等については、〔付 6〕のとおりである。

I. 設立 50 周年以降の歩み



第 4 代 石川 梧朗 理事長

14. 関係書籍の出版

本会企画分，その他の関係図書の出版については，〔付 7〕のとおりである．これまで出版された件数は 284 点となっている．

15. 学会雑誌の編集代行

現在行っている諸学会の学会雑誌編集代行については，〔付 8〕のとおりである．その数は 25 学会誌となっている．

16. 学会開催支援（コンベンション部門）の設置とその活動

2003 年から，各学会学術大会・研修会等の開催支援を独立した部門で実施することとし，コンベンション部門を設置している．2008 年から 2010 年の活動状況は，〔付 9〕のとおりである．

17. 情報管理部門の設置とその活動

各学会の会員データの管理，日本歯科医学会専門分科会・認定分科会の会員データの管理を行う部門として，2003 年より独立して設置されている．また，近年ではインターネットの拡充により，各学会でホームページの作成管理などが行われているが，本会は委託を受けてこれらの業務を行っており，その活動状況は，〔付 10〕のとおりである．

18. 全国歯科衛生士教育協議会事業への協力

①全国歯科衛生士教育協議会事業について 1998 年（平成 5 年）から毎年 30 万円を助成している．

②歯科医療研修振興財団からの助成（平成 19 年～21 年）および厚生労働省補助金による事業「医療関係者研修費等補助金（平成 22 年）」の経理事務を担当した．



第5代 岡田昭五郎 理事長

19. 厚生労働省補助金事業の支援

日本老年歯科医学会が、厚生労働省の補助を受けて実施した「施設入居者における口腔ケアの提供体制のあり方に関する調査研究事業（平成 21～23 年度）」の経理事務を担当した。

20. 本会創立 70 周年記念事業

平成 23 年（2011 年）は、本会が昭和 16 年（1941 年）に創立してから 70 周年に当たるので、記念講演会と祝賀会を開催することにした。11 月 25 日、砂防会館別館（シェーンバッハ・サボー）で行い、記念講演会は「高齢者の口腔保健・医療・福祉」と題して、伊藤公一（日本大学）、植田耕一郎（日本大学）、米山武義・杉山総子（米山歯科クリニック）、内藤真理子（名古屋大学）・才藤栄一（藤田保健衛生医療大学）、北原 稔（神奈川県厚木保健福祉事務所）の各先生から講演をして頂いた。また祝賀会は、同じ会場で、同日午後開催された。

21. 公益法人制度改革への対応

従来、財団法人や社団法人といった公益法人は『民法』に定められた規定により、主務官庁から認可をされてきたが、2006 年（平成 18 年）5 月に成立した、いわゆる公益法人制度改革 3 法（『一般社団法人及び一般財団法人に関する法律』、『公益社団法人及び公益社団法人等の認定に関する法律』及び『一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律』）の施行により、2012 年（平成 24 年）12 月までに、一般財団法人が公益財団法人に移行することが必要になった。

そのため、本会としては、2008 年（平成 20 年）3 月の理事会・評議員会に諮った結果、一般財団法人に移行することとして、『寄付行為』の改正を行い、2010 年（平成 22 年）12 月 24 日に厚生労働省に提出し、2011 年（平成 23 年）2 月 24 日に認可を得た。その後、新しい『定款』により、2011 年（平成 23 年）3 月 8 日新たな評議員 12 名の選出を行い、新

Ⅱ．財団法人 口腔保健協会の現況

評議員により、同年４月２日に新理事６名、監事２名が選出された。そして、内閣府に対して一般財団法人の認証申請を行っているところである。

Ⅱ．財団法人 口腔保健協会の現況

一般財団法人として、認証された際の本会の活動は、公益目的事業と収益事業に区分されるが、公益目的事業としては、従来から行ってきた歯科衛生士、歯科技工士の新卒業生のための『業務要覧』の作成配布を続けることにしている。また、収益事業としては、歯科関連学会等の業務代行、編集代行、学会開催支援等のほか、情報管理、関係書籍の出版等の事業があり、これらについてさらに充実発展させていくとともに、関係団体との協力支援についても、要望に応じて、進めることにしている。第３代の清水文彦理事長（平成４年４月逝去）、第４代石川梧朗理事長（平成１４年１１月逝去）の後を受けて、現理事長は岡田昭五郎であり、現在の定款および役員名簿は巻末資料〔付１１〕のとおりである。なお、職員数は、２０１１年１０月現在、４１名となっている。

〔付 4〕

歯科関連事項略年表

年	月	歯科関連事項
1941	昭和 16	7 財団法人口腔保健協会設立認可（28 日） 11 医界新体制協議会で今田見信歯科一元論を発表，以後二元論との論争継続
1942	昭和 17	8 国民医療法制定に伴い，官選の医師会，歯科医師会へ改組
1943	昭和 18	5 健民運動ムシ歯予防運動の実施（5 月 1 日～10 日） 4 医師免許の特例公布により，補習教育で歯科医師から医師への転換がなされる
1946	昭和 21	5 歯科教育審議会で専門学校の大学昇格手続きを指示，及び国家試験実施を通告 11 厚生省，第 1 回国民栄養調査実施
1947	昭和 22	8 日本医師会，日本歯科医師会設立総会開催（11 月に社団法人認可） 9 旧保健所法の全面改正，保健所網の全国的な拡充整備
1948	昭和 23	4 世界保健機関（WHO）発足 7 医師法，歯科医師法，薬事法，保健婦助産婦看護婦法，歯科衛生士法，医療法公布 7 厚生省医務局に歯科衛生課，看護課新設
1949	昭和 24	6 従来のムシ歯予防デー，口腔衛生週間として復活
1950	昭和 25	3 東洋女子歯科医専最後の卒業式
1951	昭和 26	東京医科歯科大学歯学部，大阪大学歯学部，新制大学になる 5 日本，世界保健機関に正式加盟（第 4 回 WHO 総会において承認） 6 医薬分業法案成立 10 日本歯科衛生士会設立
1952	昭和 27	東京歯科大学，大阪歯科大学，日本歯科大学，日本大学歯学部，九州歯科大学，新制大学となる
1953	昭和 28	10 日本歯科医師会，国際歯科連盟（FDI）通信会員になる 11 厚生省，国民健康調査を実施
1954	昭和 29	10 日本学校歯科医会設立総会
1955	昭和 30	8 歯科技工法制定 9 日本歯科技工士会設立
1956	昭和 31	4 厚生省，歯科衛生課を廃止，歯科参事官制へ移行 4 医薬分業実施，へき地医療対策実施
1957	昭和 32	9 日本歯科技工士会，社団法人となる 11 第 1 回歯科疾患実態調査，国民栄養調査と併せ実施
1958	昭和 33	4 国立予防衛生研究所に歯科衛生部設置
1959	昭和 34	1 国民健康保険法施行

年	月	歯科関連事項
1960	昭和 35	10 日本歯科医学会，各専門分科会を統合して新発足，4 年に 1 回大会を開催
1961	昭和 36	愛知学院大学歯学部設立 4 国民皆保険実施 6 3 歳児歯科健康診査開始（8 月実施）
1963	昭和 38	4 厚生省医務局内に歯科衛生課，看護課復活 11 第 2 回歯科疾患実態調査
1964	昭和 39	神奈川歯科大学設立
1965	昭和 40	岩手医科大学歯学部，新潟大学歯学部，広島大学歯学部，東北大学歯学部，設立
1966	昭和 41	1 日本歯科衛生士会，社団法人となる 5 厚生省，フッ化物歯面局所塗布実施要領発表
1967	昭和 42	北海道大学歯学部，九州大学歯学部，設立 10 歯科助手制度発足（日本歯科医師会の認定制度）
1969	昭和 44	1 日本歯科医師会，国際歯科医師連盟（FDI）の正会員として加盟 11 第 3 回歯科疾患実態調査
1970	昭和 45	鶴見女子大学（現・鶴見大学）歯学部，城西歯科大学（現・明海大学歯学部），設立
1971	昭和 46	岐阜歯科大学（現・朝日大学歯学部）設立 4 厚生省保険局に歯科医療管理官設置 11 社団法人日本学校歯科医会設立
1972	昭和 47	日本大学松戸歯学部，日本歯科大学新潟歯学部（現・新潟生命歯学部），東北歯科大学（現・奥羽大学歯学部），松本歯科大学，設立
1973	昭和 48	福岡歯科大学設立 9 産業歯科医師制度の確立 10 全国歯科保健大会開催
1974	昭和 49	2 厚生省，歯科差額徴収実態調査結果発表 4 医師国家試験問題漏洩事件，社会問題化 4 歯科保健問題懇談会，歯科保健の諸施策を答申
1975	昭和 50	2 歯科医の健保診療との差額徴収問題に患者の苦情殺到，「歯科の苦情処理 110 番」全国に設置 10 国民健康保険で高額療養費制度適用 11 第 4 回歯科疾患実態調査
1976	昭和 51	徳島大学歯学部設立 7 厚生省，歯科の差額徴収診療全面禁止，差額は材料に限るとの通知発出
1977	昭和 52	昭和大学歯学部，鹿児島大学歯学部，設立 10 1 歳 6 ヶ月児歯科健康診査実施

年	月	歯科関連事項
1978	昭和 53	東日本学園大学歯学部（現・北海道医療大学歯学部）設立 5 医療法改正で標榜科として「歯科」以外に「矯正歯科」「小児歯科」追加 9 世界保健機関（WHO）「アルマ・アタ」宣言、「西暦 2000 年までにすべての人に健康を」決議
1979	昭和 54	5 保健所法改正，職員に歯科医師，歯科衛生士を追加 5 厚生省に歯科医療従事者問題検討会設置
1980	昭和 55	長崎大学歯学部，岡山大学歯学部，設立 9 日本歯科医師会，国公立 29 歯科大学・歯学部の現状にかんがみ，医療水準確保のため歯科大学新設の中止を文部省，厚生省へ申入れ 12 公正取引委員会，各地域における歯科医師会の適正配置に係る新規開業の制限につき独占禁止法違反と指摘，特に札幌歯科医師会に対し勧告
1981	昭和 56	11 第 5 回歯科疾患実態調査
1982	昭和 57	4 歯科技工士免許が厚生大臣免許になる
1986	昭和 61	3 日本歯科医師会，歯科医師急増に反対する意見を文部省に申入れ 4 医師・歯科医師の国家試験，年 1 回と改正 8 厚生省，昭和 70 年を目途に歯科医師 20%削減の意見発表
1987	昭和 62	5 歯科臨床研修振興財団の設立認可，6 月より事業開始 11 第 6 回歯科疾患実態調査
1989	平成 1	6 歯科衛生士免許が厚生大臣免許となる 12 厚生省，成人歯科保健対策検討会で「8020 運動」を提言
1990	平成 2	6 「保健所における歯科保健業務指針」通知
1991	平成 3	11 財団法人口腔保健協会設立 50 周年記念講演会及び祝賀会開催（28 日，東プラ健保会館）
1993	平成 5	11 第 7 回歯科疾患実態調査
1994	平成 6	7 「世界口腔保健学術大会」を東京で開催 7 歯科技工法を歯科技工士法に名称変更
1996	平成 8	6 歯科医師の卒直後臨床研修制度が法制化（翌春の国家試験合格者から実施） 9 標榜診療科名に歯科口腔外科を追加
1997	平成 9	6 健康保険法改正（一部負担 2 割になる） 7 厚生省組織変更，歯科衛生課が歯科保健課になる 12 介護保険法成立（平成 12 年 4 月施行）
1999	平成 11	11 第 8 回歯科疾患実態調査
2000	平成 12	4 厚生省より健康日本 21（第 3 次国民健康づくり対策）発表 5 第 19 回日本歯科医学会総会・第 22 回アジア太平洋歯科大学大会開催 12 医師法，歯科医師法改正（臨床研修の義務化）
2001	平成 13	1 省庁再編により，厚生労働省発足

年	月	歯科関連事項
2002	平成 14	5 健康増進法成立（平成 15 年 5 月施行）
		7 健康保険法等改正案成立，被用者保険本人 3 割負担となる（平成 15 年 4 月実施）
2004	平成 16	2 タバコの規制に関する世界保健機関枠組み条約発効
2005	平成 17	6 改正介護保険法成立
		11 第 9 回歯科疾患実態調査
2006	平成 18	6 医療制度改革関連法案成立（高齢者の負担増）
2008	平成 20	4 後期高齢者医療制度開始
2010	平成 22	7 2009 年の日本人平均寿命，女性 86.44 歳，男性 79.59 歳と厚生労働省発表．女性は世界一，男性 5 位
		9 日本人の 100 歳以上 44,449 人（女性が 86.8%）と厚生労働省発表
2011	平成 23	8 歯科口腔保健の推進に関する法律制定，公布
		11 （一般）財団法人口腔保健協会設立 70 周年記念講演会開催（25 日，シェーンバッハ砂防会館）

[付 4-2]

歯科関連の主な衛生関係法令

	法令名	制定年	
ア行	医師法	昭和 23 年	1948
	医療法	昭和 23 年	1948
	栄養士法	昭和 22 年	1947
カ行	介護保険法	平成 9 年	1997
	学校保健法（現：学校保健安全法）	昭和 33 年	1958
	健康増進法	平成 14 年	2002
	健康保険法	大正 11 年	1922
	言語聴覚士法	平成 9 年	1997
	国民健康保険法	昭和 33 年	1958
サ行	歯科医師法	昭和 23 年	1948
	歯科衛生士法	昭和 23 年	1948
	歯科技工法（現：歯科技工士法）	昭和 30 年	1955
	歯科口腔保健の推進に関する法律	平成 23 年	2011
	食育基本法	平成 17 年	2005
	水道法	昭和 32 年	1957
	生活保護法	昭和 25 年	1950
ハ行	保健所法（現：地域保健法）	昭和 22 年	1947
	保健婦助産婦看護婦法（現：保健師助産師看護師法）	昭和 23 年	1948
	母子保健法	昭和 40 年	1965
ヤ行	薬剤師法	昭和 35 年	1960
	薬事法	昭和 35 年	1960
ラ行	労働安全衛生法	昭和 47 年	1972
	老人保健法（現：高齢者の医療の確保に関する法律）	昭和 57 年	1982

〔付 5〕

学会部門

(1987 年から 2011 年までの受託学会一覧)

学 会 名	受 託 期 間
日本歯科医学会（分科会会員管理）	継続中
日本歯科医療管理学会	継続中
全国歯科衛生士教育協議会	継続中
日本補綴歯科学会	2009 年契約終了
日本口腔外科学会	1992 年契約終了
日本歯科麻酔学会（一般社団法人）	継続中
日本口腔衛生学会（一般社団法人）	継続中
日本矯正歯科学会（一般社団法人）	継続中
日本歯内療法学会	継続中
歯科基礎医学会	継続中
日本歯周病学会（NPO 法人）	継続中
日本歯科保存学会（NPO 法人）	継続中
日本歯科理工学会	継続中
日本歯科医学教育学会	継続中
日本口腔インプラント学会	2006 年契約終了
日本顎咬合学会	1998 年契約終了
口腔病学会	継続中
日本小児歯科学会（一般社団法人）	継続中
日本歯科心身医学会	1996 年契約終了
日本歯科技工学会	1987 年受託, 継続中
日本接着歯学会	1992 年受託, 継続中
日本歯科東洋医学会	1992 年受託, 継続中
日本歯科審美学会	1992 年受託, 継続中
全国小児歯科開業医会	1993 年受託, 2007 年契約終了
日本骨代謝学会	1994 年受託, 2001 年契約終了
日本障害者歯科学会（一般社団法人）	1995 年受託, 継続中
日本細菌学会	1995 年受託, 継続中
日本全身咬合学会（一般社団法人）	1997 年受託, 継続中
日本臨床歯周病学会（NPO 法人）	1998 年受託, 継続中
日本環境変異原学会	1998 年受託, 継続中
日本顎関節学会（一般社団法人）	2000 年受託, 継続中
日本歯科人間ドック学会	2000 年受託, 継続中
日本臨床矯正歯科医会（一般社団法人）	2002 年受託, 継続中
日本咀嚼学会（NPO 法人）	2002 年受託, 継続中
アジア歯科審美学会	2002 年受託, 2004 年契約終了
International Chinese Journal of Dentistry (ICJD 日本事務局)	2003 年受託, 継続中
日本スポーツ歯科医学会	2004 年受託, 継続中

学 会 名	受 託 期 間
OJ (Osseointegration Study Club of Japan)	2004 年受託, 継続中
日本解剖学会 (社団法人)	2004 年受託, 継続中
近畿東海矯正歯科学会	2004 年受託, 継続中
日本老年歯科医学会 (一般社団法人)	2005 年受託, 継続中
日本レーザー歯学会	2005 年受託, 継続中
日本バイオマテリアル学会	2005 年受託, 継続中
日本歯学系学会協議会 (一般社団法人)	2005 年受託, 継続中
東京矯正歯科学会	2006 年受託, 継続中
MEAW	2006 年受託, 2007 年契約終了
日本口腔リハビリテーション学会	2010 年受託, 継続中
UCLA インプラントアソシエーションジャパン	2010 年受託, 継続中

*学会の名称は口腔保健協会で受託していた時の名称です.

〔付 6〕

財団法人 口腔保健協会事務受託学会の設立日等について

日本歯科医学会専門分科会

学会名	設立年	名称変更，法人化等の経緯
歯科基礎医学会	1959 年	
特定非営利活動法人 日本歯科保存学会	1955 年	日本歯科保存学会→特定非営利活動法人（2003 年 9 月 19 日）
一般社団法人 日本矯正歯科学会	1926 年	日本矯正歯科学会→有限責任中間法人（2007 年 4 月）→一般社団法人（2008 年 12 月）
一般社団法人 日本口腔衛生学会	1951 年	口腔衛生学会→日本口腔衛生学会（1980 年 4 月 1 日）→有限責任中間法人（2008 年 5 月 11 日）→一般社団法人（2009 年 5 月 10 日）
日本歯科理工学会	1982 年	
一般社団法人 日本小児歯科学会	1963 年	日本小児歯科学会→有限責任中間法人（2004 年 9 月 1 日）→一般社団法人（2009 年 7 月 16 日）
特定非営利活動法人 日本歯周病学会	1958 年	日本歯周病学会→特定非営利活動法人（2003 年 3 月 24 日）
一般社団法人 日本歯科麻酔学会	1966 年	歯科麻酔懇談会→歯科麻酔研究会（1968 年 4 月 1 日）→日本歯科麻酔学会（1973 年 4 月 1 日）→有限責任中間法人（2004 年 10 月 1 日）→一般社団法人（2009 年 10 月 8 日）
日本歯科医療管理学会	1960 年	
一般社団法人 日本障害者歯科学会	1973 年	日本障害者歯科学会→有限責任中間法人（2007 年 1 月 4 日）→一般社団法人（2009 年 2 月 22 日）
一般社団法人 日本老年歯科医学会	1986 年	日本老年歯科医学研究会→日本老年歯科医学会（1990 年 4 月 1 日）→有限責任中間法人（2007 年 4 月 2 日）→一般社団法人（2008 年 12 月 1 日）
日本歯科医学教育学会	1982 年	
一般社団法人 日本顎関節学会	1980 年	顎関節研究会→日本顎関節学会（1988 年 7 月 1 日）→有限責任中間法人（2007 年 8 月 27 日）→一般社団法人（2008 年 12 月 1 日）
日本接着歯学会	1983 年	日本接着歯学研究会→日本接着歯学会（1986 年 6 月 7 日）

日本歯科医学会認定分科会

学会名	設立年	名称変更，法人化等の経緯
日本レーザー歯学会	1989 年	日本レーザー歯学研究会→日本レーザー歯学会（1991 年 12 月 1 日）
特定非営利活動法人 日本臨床歯周病学会	1983 年	臨床歯周病談話会→日本臨床歯周病談話会（1985 年 4 月）→日本臨床歯周病学会（1997 年 4 月）→特定非営利活動法人（2006 年 6 月 1 日）
日本歯内療法学会	1980 年	日本歯内療法学会→日本臨床歯内療法学会（1993 年 6 月 12 日）→日本歯内療法学会（2002 年 7 月 20 日）
日本歯科審美学会	1988 年	日本歯科審美研究会→日本歯科審美学会（1990 年 11 月 3 日）

日本歯科東洋医学会	1983 年	
日本スポーツ歯科医学会	1990 年	スポーツ歯科研究会→日本スポーツ歯科研究会（1994 年 6 月 11 日）→日本スポーツ歯科医学会（2000 年 4 月 1 日）

歯科関係学会

学会名	設立年	名称変更，法人化等の経緯
一般社団法人 日本歯学系学会協議会	2003 年	日本歯学系学会連絡協議会→日本歯学系学会協議会（2006 年 12 月 5 日）→有限責任中間法人（2007 年 4 月 2 日）→一般社団法人（2008 年 12 月 1 日）
日本バイオマテリアル学会	1978 年	
日本歯科技工学会	1979 年	
全国歯科衛生士教育協議会	1963 年	
特定非営利活動法人 日本咀嚼学会	1990 年	日本咀嚼学会→特定非営利活動法人（2006 年 2 月 20 日）
口腔病学会	1927 年	
一般社団法人 日本全身咬合学会	1993 年	日本全身咬合学会→有限責任中間法人（2008 年 9 月 8 日）→一般社団法人（2008 年 12 月 1 日）
日本歯科人間ドック学会	1998 年	
OJ（Osseointegration Study Club of Japan）	2002 年	※設立日は第 1 回年次ミーティング開催年
一般社団法人 日本臨床矯正歯科医会	1973 年	日本臨床矯正歯科医会→有限責任中間法人（2005 年 3 月）→一般社団法人（2009 年 7 月 17 日）
東京矯正歯科学会	1932 年	
近畿東海矯正歯科学会	1958 年	
ICJD 日本事務局	2001 年	
UCLA インプラントアソシ エーションジャパン	2006 年	
日本口腔リハビリテーシ ョン学会	1987 年	日本顎頭蓋機能研究会→日本顎頭蓋機能学会（1993 年）→日本口腔リハビリテーション学会（2011 年 5 月）
九州矯正歯科学会	2005 年	

医科関係学会

学会名	設立年	名称変更，法人化等の経緯
社団法人 日本解剖学会	1893 年	解剖学会→日本解剖学会（1916 年 7 月 25 日）→社団法人（1995 年 12 月 4 日）
日本細菌学会	1927 年	
日本環境変異原学会	1972 年	日本環境変異原研究会→日本環境変異原学会（1983 年 1 月 1 日）

〔付 7〕

刊行書籍一覧表

(1991 年から 2011 年までの発行書籍一覧)

番号	図書名	発行年月
78.	公衆歯科衛生活動略史〔付〕財団法人 口腔保健協会 50 年の歩み	1991 年 11 月
79.	歯の妖精とこびとたち	1992 年 1 月
80.	小児の咀嚼筋電図検査	1992 年 3 月
81.	医療に恵まれないところでの歯科保健の手引き	1992 年 6 月
82.	主要 3 科指導の要点並びに問題例集	1992 年 6 月
83.	OH ブックス あなたの歯は泣いている	1992 年 7 月
84.	歯学研究者名鑑 1992 年版	1992 年 7 月
85.	母の贈り物	1992 年 7 月
86.	乳歯解剖学	1992 年 10 月
87.	〈文部省〉学術用語集 歯学編（増訂版）	1992 年 11 月
88.	WHO 口腔保健活動のモニタリングと評価	1993 年 2 月
89.	診療室マニュアル—歯科スタッフの実務—	1993 年 2 月
90.	歯科統計資料集— 1993・1994 年版—	1993 年 3 月
91.	デンタルテクニックス④無歯顎の印象	1993 年 3 月
92.	主要 3 科指導の要点並びに問題例集 第 5 版	1993 年 6 月
93.	平成 6 年版歯科医師国家試験出題基準	1993 年 7 月
94.	WHO 口腔保健における最近の進歩	1993 年 7 月
95.	8020 運動推進のいざない	1993 年 7 月
96.	ブレン神父の奇跡	1993 年 8 月
97.	歯科医院で生かせる感染予防	1993 年 10 月
98.	デンタルテクニックス⑤無歯顎の咬合採得	1993 年 11 月
99.	口と生活	1994 年 2 月
100.	歯科保健指導関係資料 第 3 版	1994 年 2 月
101.	口腔保健のためのフッ化物応用ガイドブック	1994 年 2 月
102.	歯科医師のための産業保健入門	1994 年 4 月
103.	主要 3 科指導の要点並びに問題例集 第 6 版	1994 年 6 月
104.	オーラルヘルスプロモーション	1994 年 6 月
105.	デンタルテクニックス⑥無歯顎補綴における治療義歯	1994 年 8 月
106.	デンタルテクニックス⑦支台築造の実際	1994 年 10 月
107.	デンタルテクニックス⑧パーシャルデンチャーの設計	1995 年 2 月
108.	歯・顎顔面領域の画像診断法	1995 年 2 月
109.	OH ブックス 人にとって顔とは	1995 年 3 月
110.	歯科統計資料集— 1995・1996 年版—	1995 年 3 月
111.	改訂版 乳歯解剖学	1995 年 3 月
112.	デンタルテクニックス⑨歯の修復	1995 年 3 月
113.	平成 5 年歯科疾患実態調査報告	1995 年 3 月
114.	歯科医師のための産業保健入門 第 2 版	1995 年 4 月
115.	口腔外科卒後研修マニュアル	1995 年 4 月

番号	図書名	発行年月
116.	口と研究	1995 年 4 月
117.	主要 3 科指導の要点並びに歯科衛生士試験出題基準	1995 年 6 月
118.	主要 3 科問題例集 第 7 版	1995 年 6 月
119.	口腔外科学	1995 年 6 月
120.	ミュータン旅へ行く 3	1995 年 8 月
121.	歯科断層画像アトラス	1995 年 9 月
122.	新根管拡大法—ニッケル・チタン製器具併用—	1995 年 11 月
123.	歯・口腔の保健と医療 国際協力研究をめざして	1995 年 11 月
124.	歯科保健指導関係資料 第 4 版	1996 年 3 月
125.	歯学研究名鑑 1995 年版	1996 年 3 月
126.	21 世紀の小児歯科を考える	1996 年 6 月
127.	歯科衛生士のための主要 3 科問題例集 1996 年版	1996 年 6 月
128.	デンタルテクニックス⑩水酸化カルシウムによる根管貼薬法の実際	1996 年 7 月
129.	デンタルテクニックス⑪オルタードキャストテクニック	1996 年 8 月
130.	デンタルテクニックス⑫オーバーデンチャー	1996 年 8 月
131.	デンタルテクニックス⑬オールセラミックスクラウンの臨床	1996 年 8 月
132.	デンタルテクニックス⑭コンボジットレジニンインレー修復	1996 年 11 月
133.	デンタルテクニックス⑮歯の移動の生体力学	1997 年 1 月
134.	デンタルテクニックス⑯美しさと矯正治療	1997 年 1 月
135.	歯科保健指導関係資料 第 5 版	1997 年 2 月
136.	歯科統計資料集— 1997・1998 年版—	1997 年 3 月
137.	歯科関係統計ハンドブック (7 訂版)	1997 年 3 月
138.	平成 10 年版歯科医師国家試験出題基準	1997 年 4 月
139.	歯科衛生士のための主要 3 科問題例集 1997 年版	1997 年 5 月
140.	介護保険と口腔ケア	1997 年 7 月
141.	デンタルテクニックス⑰義歯と発音	1997 年 7 月
142.	咬合状態に起因する他臓器の異常—伝承から科学へ— (2 冊セット)	1997 年 7 月
143.	歯・顎顔面領域画像の読影	1997 年 10 月
144.	形態形成・分子メカニズム研究の最新技術	1998 年 2 月
145.	器材準備マニュアル	1998 年 2 月
146.	歯科保健指導関係資料 第 6 版	1998 年 3 月
147.	口腔診査法 4	1998 年 3 月
148.	歯科保健関係統計資料 1998 年版	1998 年 3 月
149.	デンタルテクニックス⑱床義歯の印象—基礎と臨床—	1998 年 3 月
150.	21 世紀の日本の歯科医療	1998 年 3 月
151.	歯科衛生士のための主要 3 科問題例集 1998 年版	1998 年 5 月
152.	フッ化物応用と健康—う蝕予防効果と安全性—	1998 年 6 月
153.	歯科医師のための産業保健入門 第 3 版	1998 年 7 月
154.	介護支援専門員実務研修受講資格試験 直前問題例集	1998 年 7 月
155.	OH ブックス 食文化と歯	1998 年 7 月
156.	歯科保健関係統計資料 1999 年版	1999 年 3 月
157.	歯科保健指導関係資料 1999 年版	1999 年 3 月
158.	11 か国語対訳歯科診療会話集	1999 年 3 月

番号	図書名	発行年月
159.	歯学研究者名鑑 1999 年版	1999 年 3 月
160.	OH ブックス 改訂版 唾液のはなし	1999 年 3 月
161.	介護支援専門員実務研修受講資格試験 直前問題例集	1999 年 5 月
162.	OH ブックス そしゃく器官の発達と歯科保健	1999 年 5 月
163.	歯科衛生士のための主要 3 科問題例集 1999 年版	1999 年 6 月
164.	デンタルテクニックス⑱新しいグラスアイオノマーセメント	1999 年 7 月
165.	全国版 歯科医師・歯科診療所地域差マップ	1999 年 10 月
166.	デンタルテクニックス⑳総義歯のトラブルと簡単な対策	1999 年 11 月
167.	介護認定審査会必携マニュアルー歯科関係者に向けてー	2000 年 1 月
168.	歯科保健指導関係資料 2000 年版	2000 年 3 月
169.	歯科保健関係統計資料 2000 年版	2000 年 3 月
170.	歯科衛生士のための主要 3 科問題例集 2000 年版	2000 年 5 月
171.	伝承から科学へⅡ 口腔保健と全身的な健康状態の関係について (2 冊セット)	2000 年 7 月
172.	かかりつけ歯科医ガイドブック	2000 年 7 月
173.	デンタルテクニックス㉑前歯のう蝕予防	2000 年 7 月
174.	やってみよう！手話で簡単コミュニケーション	2000 年 10 月
175.	歯科保健指導関係資料 2001 年版	2001 年 3 月
176.	歯科保健関係統計資料 2001 年版	2001 年 3 月
177.	平成 11 年版歯科疾患実態調査 (CD-ROM 付き)	2001 年 3 月
178.	デンタルテクニックス㉒歯頸部と根面の修復	2001 年 3 月
179.	平成 14 年版歯科医師国家試験出題基準	2001 年 5 月
180.	歯科衛生士のための主要 3 科問題例集 2001 年版	2001 年 5 月
181.	歯科研修医のための全身管理・麻酔マニュアル	2001 年 9 月
182.	多職種のための口腔ケアー期待される介護ー	2001 年 10 月
183.	デンタルテクニックス㉓フレンジテクニック	2001 年 10 月
184.	歯科用炭酸ガスレーザーの臨床ー技術編ー	2002 年 2 月
185.	歯科保健関係統計資料 2002 年版	2002 年 3 月
186.	歯科保健指導関係資料 2002 年版	2002 年 3 月
187.	全国歯科衛生士教育協議会 40 周年史	2002 年 3 月
188.	歯学研究者名鑑 2002 年版	2002 年 3 月
189.	米国におけるう蝕の予防とコントロールのためのフッ化物応用に関する推奨	2002 年 5 月
190.	歯科衛生士のための主要 3 科問題例集 2002 年版	2002 年 5 月
191.	歯科医師のための産業保健入門 第 4 版	2002 年 7 月
192.	デンタルテクニックス㉔無髄歯の修復	2002 年 10 月
193.	日本におけるフッ化物製剤 (第 6 版)	2002 年 11 月
194.	歯科スタッフのマナーと実践マニュアル	2003 年 2 月
195.	器材準備マニュアル 第 2 版	2003 年 3 月
196.	歯科保健指導関係資料 2003 年版	2003 年 3 月
197.	歯科保健関係統計資料 2003 年版	2003 年 3 月
198.	歯科衛生士のための主要 3 科問題例集 2003 年版	2003 年 3 月
199.	嚥下障害への対応と危機管理 (CD-ROM 付き)	2003 年 6 月
200.	分子生物学歯科小辞典	2003 年 6 月
201.	歯科衛生士試験出題基準	2003 年 6 月

番号	図書名	発行年月
202.	歯・顎顔面領域の画像診断法 改訂版	2003 年 8 月
203.	OH ブックス 食と教育	2004 年 1 月
204.	歯科保健関係統計資料 2004 年版	2004 年 3 月
205.	歯科保健指導関係資料 2004 年版	2004 年 3 月
206.	これからの歯科医はどう活動すべきか—歯科保健医療情報資料集—	2004 年 3 月
207.	歯科衛生士のための主要 3 科問題例集 2004 年版	2004 年 5 月
209.	歯科医師のためのモニタリング	2004 年 8 月
210.	歯科医師の児童虐待理解のために	2004 年 8 月
211.	ステップアップ接着治療—正しい理解と実践—	2004 年 9 月
212.	日本におけるフッ化物製剤 (第 7 版)	2004 年 9 月
213.	無歯顎補綴治療の基本	2005 年 3 月
214.	歯医者に聞きたい歯の治療	2005 年 3 月
215.	新しいコンポジットレジン修復	2005 年 3 月
216.	歯科保健関係統計資料 2005 年版	2005 年 3 月
217.	歯科保健指導関係資料 2005 年版	2005 年 3 月
218.	歯学研究著者名鑑 2005 年版	2005 年 3 月
219.	歯科衛生士のための主要 3 科問題例集 2005 年版	2005 年 5 月
220.	楽しい歯のおはなし 動くペーパーサート	2005 年 5 月
221.	平成 18 年版歯科医師国家試験出題基準	2005 年 5 月
222.	チーちゃんのくち	2005 年 9 月
223.	フロリデーション・ファクト 2005	2006 年 3 月
224.	歯科衛生士のヒヤリ・ハットの事例と対策	2006 年 3 月
225.	歯科保健指導関係資料 2006 年版	2006 年 3 月
226.	歯科保健関係統計資料 2006 年版	2006 年 3 月
227.	歯科関係者に必要な介護の知識	2006 年 5 月
228.	歯科衛生士のための主要 3 科問題例集 2006 年版	2006 年 5 月
229.	咀嚼の本—噛んで食べることの大切さ—	2006 年 6 月
230.	歯科医学教育白書 2005 年版	2006 年 6 月
231.	平成 17 年度総合研究者報告 新たな歯科医療需要等の予測に関する総合的研究	2006 年 6 月
232.	器材準備マニュアル 第 3 版	2006 年 7 月
233.	歯科医師のための産業保健入門 第 5 版	2006 年 8 月
234.	歯科用炭酸ガスレーザーの臨床 第 2 版	2006 年 10 月
235.	患者さんのためのインプラント	2007 年 3 月
236.	歯科保健指導関係資料 2007 年版	2007 年 3 月
237.	歯科保健関係統計資料 2007 年版	2007 年 3 月
238.	平成 19 年版歯科衛生士試験出題基準	2007 年 4 月
239.	歯科衛生士のための主要 3 科問題例集 2007 年版	2007 年 5 月
240.	患者さんのための歯周病治療	2007 年 6 月
241.	エックス線はこわくない!	2007 年 6 月
242.	解説 平成 17 年歯科疾患実態調査 (CD-ROM 付き)	2007 年 6 月
243.	楽しい歯のおはなし 動くペーパーサート (高齢者編)	2007 年 10 月
244.	接着 ここが知りたい 歯科衛生士編	2008 年 2 月
245.	接着 ここが知りたい 歯科技工士編	2008 年 2 月

番号	図書名	発行年月
246.	啓太君のお母さんの口唇口蓋裂手帳	2008 年 2 月
247.	歯科保健関係統計資料 2008 年版	2008 年 3 月
248.	歯科保健指導関係資料 2008 年版	2008 年 3 月
249.	コーディネーターのためのホワイトニングマニュアル	2008 年 3 月
250.	日本老年歯科医学会監修 口腔ケアガイドブック	2008 年 3 月
251.	歯科用 Er:YAG レーザーの基礎と臨床	2008 年 4 月
252.	歯科衛生士のための主要 3 科問題例集 2008 年版	2008 年 6 月
253.	歯科麻酔の正しい理解	2008 年 7 月
254.	口唇口蓋裂児 離乳食の基礎知識	2008 年 10 月
255.	口唇口蓋裂児 哺乳の基礎知識	2008 年 10 月
256.	ドイツの歯科医療システム	2009 年 1 月
257.	解説 口腔ケアと摂食・嚥下リハビリテーション	2009 年 2 月
258.	器材準備マニュアル 第 4 版	2009 年 2 月
259.	歯科保健関係統計資料 2009 年版	2009 年 3 月
260.	歯科保健指導関係資料 2009 年版	2009 年 3 月
261.	寺木だぁ！	2009 年 5 月
262.	歯科衛生士のための主要 3 科問題例集 2009 年版	2009 年 5 月
263.	歯医者に聞きたいフッ素の上手な使い方	2009 年 6 月
264.	平成 22 年版歯科医師国家試験出題基準	2009 年 6 月
265.	ステップアップ 歯科助手ガイドブック	2009 年 7 月
266.	日本におけるフッ化物製剤（第 8 版）	2010 年 3 月
267.	歯科保健関係統計資料 2010 年版	2010 年 3 月
268.	歯科保健指導関係資料 2010 年版	2010 年 3 月
269.	歯科スタッフのマナーと実践マニュアル（第 2 版）	2010 年 3 月
270.	日本老年歯科医学会監修 高齢者歯科診療ガイドブック	2010 年 5 月
271.	歯科衛生士のための主要 3 科問題例集 2010 年版	2010 年 5 月
272.	歯科医院のホスピタリティ ―チーム医療のススメー	2010 年 6 月
273.	歯科医師のための産業保健入門 第 6 版	2010 年 6 月
274.	フッ化物応用の科学	2010 年 9 月
275.	認知症高齢者の口腔ケアの理解のために	2011 年 1 月
276.	オーラルヘルス アトラス	2011 年 1 月
277.	う蝕予防のためのミルクフロリデーション	2011 年 2 月
278.	器材準備マニュアル 第 5 版	2011 年 2 月
279.	歯科保健関係統計資料 2011 年版	2011 年 3 月
280.	歯科保健指導関係資料 2011 年版	2011 年 3 月
281.	平成 23 年版歯科衛生士国家試験出題基準	2011 年 3 月
282.	歯科衛生士のための主要 3 科問題例集 2011 年	2011 年 5 月
283.	ステップアップ 歯科助手ガイドブック 第 2 版	2011 年 6 月
284.	おじいちゃんは 8001	2011 年 6 月

〔付 8〕

編集代行部門

(1987 年から 2011 年までの受託雑誌一覧)

誌 名	受託期間
日本口腔外科学会雑誌（発行：日本口腔外科学会）	1994 年終了
日本補綴歯科学会雑誌（発行：日本補綴歯科学会）	2006 年終了
日本歯科麻酔学会雑誌（発行：日本歯科麻酔学会）	継続中
口腔病学会雑誌（発行：口腔病学会）	継続中
日本矯正歯科学会雑誌（発行：日本矯正歯科学会）	2006 年で終了
The Bulletin of Tokyo Dental College（発行：東京歯科大学）	継続中
日本臨床細胞学会雑誌（発行：日本臨床細胞学会）	1990 年にインテルナ出版へ移行
日本音声言語医学会雑誌（発行：日本音声言語医学会）	1990 年にインテルナ出版へ移行
日本歯科医療管理学会雑誌（発行：日本歯科医療管理学会）	継続中
日本歯科技工学会雑誌（発行：日本歯科技工学会）	継続中
日本歯内療法学会雑誌（発行：日本歯内療法学会）	継続中
日本歯科医学教育学会雑誌（発行：日本歯科医学教育学会）	継続中
PFA Journal（発行：ピエールフォシヤールアカデミー日本部会）	1998 年終了
DE（発行：日本歯科理工学会）	2001 年に出版部門へ移行
日本顎咬合学会誌（発行：日本顎咬合学会）	1998 年終了
日本臨床内科医学会誌（発行：日本臨床内科医会）	1990 年にインテルナ出版へ移行
東京内科医学会誌（発行：東京内科医会）	1990 年にインテルナ出版へ移行
日本口腔インプラント学会誌（発行：日本口腔インプラント学会）	1987 年受託, 継続中
日本歯科東洋医学会誌（発行：日本歯科東洋医学会）	1988 年受託, 継続中
日本歯科心身医学会雑誌（発行：日本歯科心身医学会）	1989 年受託, 1996 年終了
Journal of Oral Biosciences（発行：歯科基礎医学会）	1992 年受託, 継続中
歯科審美（発行：日本歯科審美学会）	1993 年受託, 継続中
日本骨代謝学会雑誌（発行：日本骨代謝学会）	1994 年受託, 1996 年にインテルナ出版へ移行
障害者歯科（発行：日本障害者歯科学会）	1995 年受託, 継続中
日本微生物資源学会誌（発行：日本微生物資源学会）	1996 年受託, 2003 年終了
口腔衛生学会雑誌（発行：日本口腔衛生学会）	1997 年受託, 継続中
日本全身咬合学会雑誌（発行：日本全身咬合学会）	1997 年受託, 継続中
日本歯科保存学雑誌（発行：日本歯科保存学会）	1998 年受託, 継続中
接着歯学（発行：日本接着歯学会）	1998 年受託, 2011 年終了
日本顎関節学会雑誌（発行：日本顎関節学会）	2001 年受託, 継続中
日本咀嚼学会雑誌（発行：日本咀嚼学会）	2003 年受託, 継続中
Asian Pacific Journal of Dentistry（ICJD 日本事務局）	2003 年受託, 継続中
近畿東海矯正歯科学会雑誌（発行：近畿東海矯正歯科学会）	2005 年受託, 継続中
スポーツ歯学（発行：日本スポーツ歯科医学会）	2005 年受託, 継続中
東京矯正歯科学会雑誌（発行：東京矯正歯科学会）	2006 年受託, 継続中

誌 名	受託期間
日本アンチエイジング歯科学会誌（発行：日本アンチエイジング歯科学会）	2007 年受託, 継続中
老年歯科医学（発行：日本老年歯科医学会）	2008 年受託, 継続中
日本歯科人間ドック学会誌（発行：日本歯科人間ドック学会）	2010 年受託, 継続中
Dental Materials Journal（発行：日本歯科理工学会）	2010 年受託, 継続中

〔付 9〕

コンベンション部門

(2008 年～ 2010 年度の大会運営受託一覧)

学 会 名	大会・研修会名 (年度)
日本歯科保存学会	第 129 回学術大会 (2008 年), 第 130 回学術大会 (2009 年) 第 133 回学術大会 (2010 年)
日本補綴歯科学会	第 117 回学術大会 (2008 年), 第 118 回学術大会 (2009 年)
日本矯正歯科学会	専門医二次審査運営・設営 (2008 年～2010 年)
日本口腔衛生学会	第 57 回大会 (2008 年), 第 58 回大会 (2009 年), 認定医研修会 (2008 年～2010 年)
日本歯科理工学会	第 51 回学術講演会 (2008 年)～第 56 回学術講演会 (2010 年)
日本歯周病学会	第 51 回春季学術大会 (2008 年), 第 52 回春季学術大会 (2009 年) 第 53 回春季学術大会 (2010 年)
日本歯科麻酔学会	第 38 回学術大会 (2010 年)
日本歯科医療管理学会	第 49 回学術大会 (2008 年), 第 50 回学術大会 (2009 年)
日本小児歯科学会	平成 22 年度秋季学術大会 (2010 年)
日本歯科医学教育学会	第 27 回学術大会 (2008 年)
日本歯科技工学会	第 4 回国際歯科技工学術大会 (2008 年), 第 31 回学術大会 (2009 年) 第 32 回学術大会 (2010 年)
日本接着歯学会	日本歯科医学会分科会加入記念シンポジウム (2008 年) International Symposium for Adhesive Dentistry (2008 年) シンポジウム (2008 年～2010 年)
日本歯科東洋医学会	第 26 回学術大会 (2008 年)～第 28 回学術大会 (2010 年) 研修会 (2008 年～2010 年), 関東支部会総会 (2009 年～2010 年)
日本歯科審美学会	第 19 回学術大会 (2008 年), セミナー (2008 年～2010 年) ホワイトニングコーディネーター講習会 (2008 年～2010 年)
日本障害者歯科学会	第 25 回学術大会
日本全身咬合学会	第 19 回学術大会 (2009 年), 第 20 回学術大会 (2010 年), セミナー (2010 年)
日本臨床歯周病学会	第 26 回学術大会 (2008 年)
日本老年歯科医学会	第 21 回学術大会 (2010 年)
日本歯科人間ドック学会	研修会 (2010 年)
日本顎関節学会	第 22 回学術大会 (2009 年), 第 23 回学術大会 (2010 年) 学術講演会 (2008 年～2010 年)
日本咀嚼学会	第 19 回学術大会 (2008 年)～第 21 回学術大会 (2010 年) 健康咀嚼指導士講習会 (2008 年～2010 年)
日本レーザー歯学会	第 22 回学術大会 (2010 年)
日本臨床矯正歯科医会	第 36 回学術大会 (2008 年), 例会 (2008 年～2010 年)
OJ (Osseointegration Study Club of Japan)	年次ミーティング (2008 年～2010 年) ミッドウインターミーティング (2008 年～2010 年)
日本スポーツ歯科医学会	研修会 (2009 年～2010 年)

学 会 名	大会・研修会名（年度）
東京矯正歯科学会 日本アンチエイジング歯科学会 日本口腔筋機能療法研究会	学術大会（2008 年～2010 年），セミナー（2008 年～2010 年） 第 3 回学術大会（2008 年），第 5 回学術大会（2010 年） 第 7 回学術大会（2008 年）～第 10 回学術大会（2010 年）

[付 10]

情報管理部門

(2003 年から 2011 年までの受託ホームページ一覧)

学 会 名	業 務	受 託 年 月
口腔病学会	管理・更新全般	2003 年 1 月
歯科基礎医学会	管理・更新全般	2003 年 1 月
全国歯科衛生士教育協議会	管理・更新全般	2003 年 1 月
日本歯科医学教育学会	管理・更新全般	2003 年 12 月
日本歯科麻酔学会	管理・更新全般	2004 年 1 月
日本口腔衛生学会	管理・更新全般	2004 年 10 月
日本障害者歯科学会	管理・更新全般	2004 年 11 月
日本解剖学会	管理・更新全般	2005 年 4 月
日本歯科人間ドック学会	管理・更新全般	2005 年 6 月
日本老年歯科医学会	管理・更新全般	2005 年 12 月
日本補綴歯科学会	管理・更新全般, メーリングリスト管理	2005 年 12 月 (2009 年 12 月で終了)
日本バイオマテリアル学会	管理・更新全般	2006 年 2 月
日本接着歯学会	管理・更新全般, メーリングリスト管理	2006 年 10 月
日本歯周病学会	管理・更新全般	2007 年 4 月
日本顎関節学会	管理・更新全般	2007 年 7 月
日本矯正歯科学会	管理・更新全般, メーリングリスト管理	2007 年 8 月
東京矯正歯科学会	管理・更新全般	2007 年 9 月
日本細菌学会	メーリングリスト管理	2008 年 5 月
日本歯科東洋医学会	管理・更新全般	2008 年 6 月 (2009 年 9 月で終了)
日本歯科保存学会	管理・更新全般	2009 年 4 月
近畿東海矯正歯科学会	管理・更新全般	2010 年 1 月
日本臨床歯周病学会	メーリングリスト管理	2010 年 12 月

[付 11-1]

財団法人 口腔保健協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人 口腔保健協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、口腔保健の普及啓発並びにその向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 口腔保健に関する調査研究並びに知識の普及
- (2) 口腔保健に関する学術団体への支援
- (3) 口腔保健に関する各種出版物の発行
- (4) その他この法人の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び基本財産以外財産の2種とし、次の各号をもって構成する。

- (1) 基本財産として寄付された財産
- (2) 理事会及び評議員会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産
- (3) 前2号以外の財産は、基本財産以外財産とする。

(財産の維持及び処分)

第7条 この法人の財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 財産のうち現金は確実なる銀行又は信託会社に預入れ若しくは信託し或は国、公債、確実なる有価証券に換え保管するものとする。なお、理事会及び評議員会の議決を経て不動産を買入れることもできる。
- 3 やむを得ない理由によりその全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、主務官庁の認可を得なければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、基本財産以外財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務官庁に届け出なければならない。ただし、これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び貸借対照表、正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書（以下計算書類等という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時評議員会において、事業報告については報告を行い、計算書類等については承認を得るとともに、事業報告書とともに、主務官庁に届け出なければならない。

- 2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、定款を備え置かなければならない。

(1) 監査報告

(剰余金の分配)

第 11 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計の原則)

第 12 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第 3 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(評議員)

第 13 条 この法人に評議員 6 名以上 12 名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1 名を評議員長とする。

(選任及び解任)

第 14 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の議決により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 評議員については、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。

イ その評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げるもの以外であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げるものの配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人
- 3 評議員長は、評議員会において選任する。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(権限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項を議決する。

(任期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 評議員が任期満了前に退任し、第13条に定める定数に足りなくなるときは、補欠の評議員を選任することができる。ただし、補欠の評議員の任期は、退任した評議員の残任期間とする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第17条 評議員は無報酬とする。

第2節 評議員会

(評議員会)

- 第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の各号及びこの定款に定める事項を議決する。
- (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員の報酬等の額
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) 理事会において評議員会に付議した事項
 - (8) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項

(種類及び開催)

- 第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、毎年1回2月に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催することができる。

(招集)

- 第20条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第23条 評議員会の議決は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く過半数の評議員が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに前々項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前3項の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。

(議決の省略)

第24条 理事が、評議員会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることでできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなすものとする。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名・押印をしなければならない。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事4名以上6名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を副理事長、1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(選任等)

第27条 理事及び監事は評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において選任する。

(理事の職務・権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 理事会は、理事長及び前 2 号に定める副理事長並びに専務理事以外の理事の中から、業務を分担する者を選任することができる。

(監事の職務・権限)

- 第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、理事及びこの法人の使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

- 第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了のときまでとし、再任を妨げない。
 - 3 補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

- 第 31 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会において、解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第 32 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める報酬等の規程による。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める。

(顧問)

- 第 33 条 この法人に顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたうえで選任する。
 - 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

- 第 34 条 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、参考意見を述べることができる。

第 2 節 理事会

(理事会の構成)

- 第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 36 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解任
 - (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第41条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(議決の省略)

第42条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事長及び出席した監事はこれに記名・押印をしなければならない。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の議決を経て、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。ただし、第3条に規定する目的並びに第14条第1項に規定する評議員の選任並びに解任の方法を除く。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の議決権の4分の3以上の議決を得て、第3条に規定する目的並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

(合併等)

第 45 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経て、主務官庁の認可を得た上で、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能及びその他法令で定める事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 47 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の議決を経て、主務官庁の認可を得なければ解散できない。この法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 48 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 49 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 8 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 50 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 51 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、別に定める。

(公告)

第 52 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

付則

- 1 この定款の変更は、厚生労働大臣の認可の日（平成22年2月24日）から施行する。

1992～2012 年 役員一覧

< 1992 年 >

理 事 長 石 川 梧 朗

常 務 理 事 今 田 喬 士

理 事 北 博 正, 榊原 悠紀田郎, 林 都志夫,
川 上 道 夫, 岡 田 昭五郎, 森 本 基,
島 田 義 弘, 宮 武 光 吉

監 事 笹 本 正次郎, 三 浦 裕 士

顧 問 上 野 正

評 議 員 伊 藤 秀 夫, 飯 塚 喜 一, 金 子 芳 洋,
北 村 中 也, 末 高 武 彦, 竹 内 光 春,
常 光 旭, 富 田 喜 内, 中 尾 俊 一,
中 沢 勇, 藤 岡 幸 雄, 森 岡 俊 夫,
能 美 光 房

< 1996 年 >

理 事 長 石 川 梧 朗

常 務 理 事 今 田 喬 士

理 事 榊原 悠紀田郎, 林 都志夫, 川 上 道 夫,
岡 田 昭五郎, 森 本 基, 島 田 義 弘,
宮 武 光 吉, 大 山 喬 史, 稲 葉 繁

監 事 笹 本 正次郎, 三 浦 裕 士

顧 問 北 博 正

評 議 員 藍 稔, 青 野 正 男, 飯 塚 喜 一,
石 川 達 也, 石 木 哲 夫, 大 森 郁 朗,
金 子 芳 洋, 菊 池 進, 北 村 中 也,
清 村 寛, 黒 田 敬 之, 佐 々 龍 二,
末 高 武 彦, 竹 内 光 春, 富 田 喜 内,
中 尾 俊 一, 中 沢 勇, 橋 本 弘 一,
藤 岡 幸 夫, 古 屋 英 毅, 見 明 清,
村 井 正 大, 森 岡 俊 夫, 山 下 浩

< 2000 年 >

理 事 長 石 川 梧 朗

理 事 榊原 悠紀田郎, 林 都志夫, 川 上 道 夫,
岡 田 昭五郎, 森 本 基, 宮 武 光 吉,
大 山 喬 史, 稲 葉 繁, 藤 田 勝 治,
大 沢 一 男

監 事 笹 本 正次郎, 島 田 義 弘

評 議 員 藍 稔, 青 野 正 男, 飯 塚 喜 一,
石 川 達 也, 大 森 郁 朗, 金 子 芳 洋,
菊 池 進, 北 村 中 也, 清 村 寛,
黒 田 敬 之, 佐 々 龍 二, 末 高 武 彦,
竹 内 光 春, 富 田 喜 内, 中 尾 俊 一,
中 沢 勇, 橋 本 弘 一, 古 屋 英 毅,
見 明 清, 村 岡 正 大, 森 岡 俊 夫

< 2004 年 >

理 事 長 岡 田 昭五郎

理 事 宮 武 光 吉, 榊原 悠紀田郎, 林 都志夫,
川 上 道 夫, 森 本 基, 大 山 喬 史,
稲 葉 繁, 藤 田 勝 治, 大 沢 一 男

監 事 飯 塚 喜 一, 島 田 義 弘

評 議 員 藍 稔, 青 野 正 男, 石 川 達 也,
大 畑 秀 穂, 大 森 郁 朗, 金 子 芳 洋,
木 崎 治 俊, 北 村 中 也, 清 村 寛,
黒 田 敬 之, 齋 藤 毅, 佐 々 龍 二,
末 高 武 彦, 竹 内 光 春, 富 田 喜 内,
橋 本 弘 一, 秦 幸 大, 古 屋 英 毅,
見 明 清, 村 岡 正 大, 森 岡 俊 夫

< 2008 年 >

理 事 長 岡 田 昭五郎

理 事 宮 武 光 吉, 森 本 基, 大 山 喬 史,
木 崎 治 俊, 黒 田 敬 之, 齋 藤 毅,
大 畑 秀 穂, 大 沢 一 男, 藤 沼 聡

監 事 島 田 義 弘, 藤 田 勝 治

評 議 員 藍 稔, 井 出 吉 信, 恵比須 繁 之,
大 森 郁 朗, 川 口 陽 子, 北 村 中 也,
清 村 寛, 才 藤 栄 一, 佐 々 龍 二,
末 高 武 彦, 須 田 英 明, 住 友 雅 人,
中 村 千 賀 子, 野 口 俊 英, 橋 本 弘 一,
平 井 敏 博, 宮 崎 隆, 森 戸 光 彦,
山 田 好 秋, 山 根 瞳, 五 條 堀 博

*一般財団に移行のため 2010 年に理事・評議員に辞任願いを提出いただいた。

< 2010 年 >

理 事 長 岡 田 昭五郎

理 事 大 沢 一 男, 大 畑 秀 穂, 小 田 豊,
葛 西 一 貴, 藤 沼 聡

監 事 佐 々 龍 二, 藤 田 勝 治

評 議 員 藍 稔, 伊 藤 公 一, 大 山 喬 史,
川 口 陽 子, 黒 田 敬 之, 五 條 堀 博,
齋 藤 毅, 須 田 英 明, 中 瀧 裕,
平 井 敏 博, 細 井 紀 雄, 山 根 瞳



70 周年の歩み あとがき

創立 50 周年の記念事業から、早いもので 20 年が経ちます。当協会は相変わらず、多くの学会の事務代行と機関誌の編集代行などに追われている日々です。

この 20 年間に時代は大きく変わりました。当協会も時代の流れには乗り切れてはいませんが、かなりの変化を強いられております。20 年の動きは本文を読んでいただければお分かりと思いますが、要約すると以下のとおりです。

職員数は、24 名から 41 名に増え、ほぼ倍増しました。

学会部は、18 学会から 39 学会に増えました。ただし、日本補綴歯科学会や日本口腔インプラント学会のように、社団化して独立された学会もありますが、それでも倍以上の増加です。

編集部は、学会誌および名簿・抄録集などをあわせて、15～20 誌を作成していましたが、現在は 25 学会誌となっています。冊数にしますと年間約 100 冊を作成しています。

企画部は、77 点の書籍を発行していましたが、現在では 274 点まで増えました。

新卒者に配布している「歯科衛生士・歯科技工士のために」も引き続き財団活動の一環として継続することになっています。

もっとも大きく変わったのは、学術大会運営部門（コンベンション部門）と情報管理部門を 2003 年に新しく設置したことです。現在は学会部の中に含まれていますが、ノウハウも確立し、充実しつつありますので、一般財団の認可後、部にする予定にしております。そういたしますと、協会の組織は、学会部・編集部・コンベンション部（情報管理）・本部（総務・経理・企画販売）の 4 つの部になります。

この 70 年間、当協会が活動してこれましたのも、多くの歯科関連学会とそれに関係する先生方、日本歯科医師会をはじめ、医歯薬出版株式会社ならびに関連業者様のおかげと感謝しております。今後ますます、歯科界の発展の一助となるよう、役職員一同精進してまいりますので、今後ともよろしくご指導、ご鞭撻の程お願い致します。

最後になりましたが、今回の記念講演会にあたり、企画と座長・ご講演をお引き受け下さった伊藤公一先生はじめ、演者の先生に感謝申し上げます。

事務局長 藤沼 聡

高齢者の口腔保健・医療・福祉 〔付〕財団法人 口腔保健協会 70 年の歩み

2011 年 11 月 25 日 第 1 版・第 1 刷発行

発行 財団法人 口腔保健協会

〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9

振替 00130-6-9297 Te1. 03-3947-8301(代)

Fax. 03-3947-8073

<http://www.kokuhoken.or.jp/>

乱丁、落丁の際は取り替えます。

印刷・教文堂／製本・愛千製本

©Oral Health Association of Japan 2011. Printed in Japan [検印廃止]

ISBN978-4-89605-278-7 C3047

本書の内容を無断で複写・複製・転載すると、著作権・出版権の侵害となることがあります。

JCOPY < (株) 出版者著作権管理機構 委託出版物 >

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(株) 出版者著作権管理機構 (電話 03-3513-6969, FAX 03-3513-6979, e-mail: info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。